



平成30年度

神奈川県ニホンジカ管理事業実施計画

平成30年 7 月

目 次

ページ

I	第4次計画における基本事項	
1	計画対象区域	1
2	管理の目標	2
3	区域・エリア別管理方針	2
4	管理事業に関する個別事項	3
II	平成29年度の実施状況	
1	個体数調整	5
2	生息環境整備	18
3	被害防除対策等	21
4	モニタリング調査結果	24
III	平成30年度実施計画	
1	個体数調整	35
2	生息環境管理	45
3	被害防除対策	46
4	モニタリング	48
5	その他管理のための必要事項	49
IV	参考資料	50

I 第4次計画における基本事項

(第4次神奈川県ニホンジカ管理計画：計画期間：平成29年4月1日～平成34年3月31日)

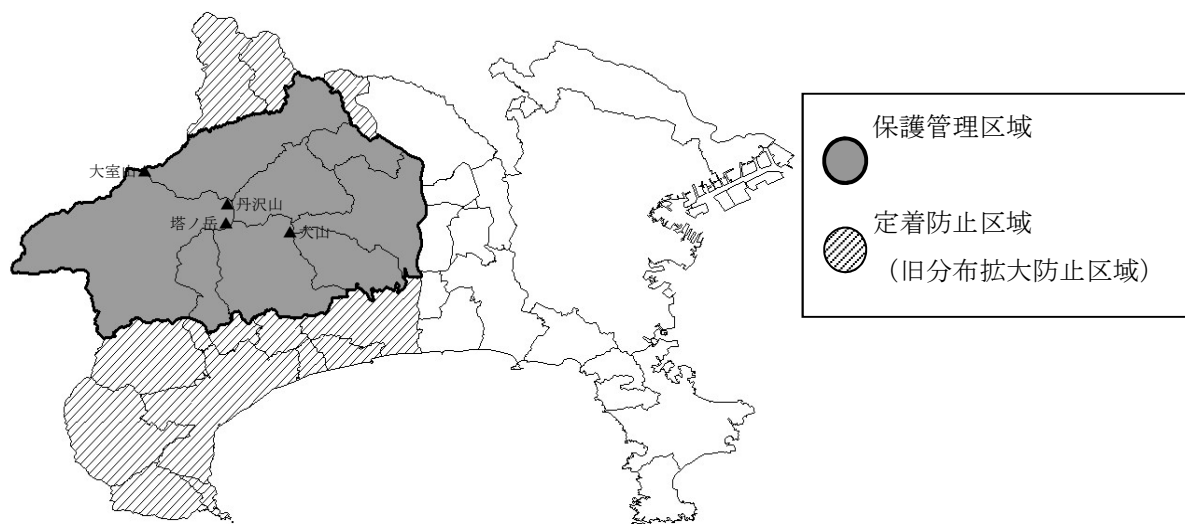
1 計画対象区域

(1) 保護管理区域と定着防止区域

保護管理区域	シカの生息が確認されている丹沢山地を含む8市町村（相模原市（緑区のうち旧津久井町の区域のみ）、秦野市、厚木市、伊勢原市、松田町、山北町、愛川町、清川村）
定着防止区域	上記以外で、シカの生息や目撃情報等が得られている市町

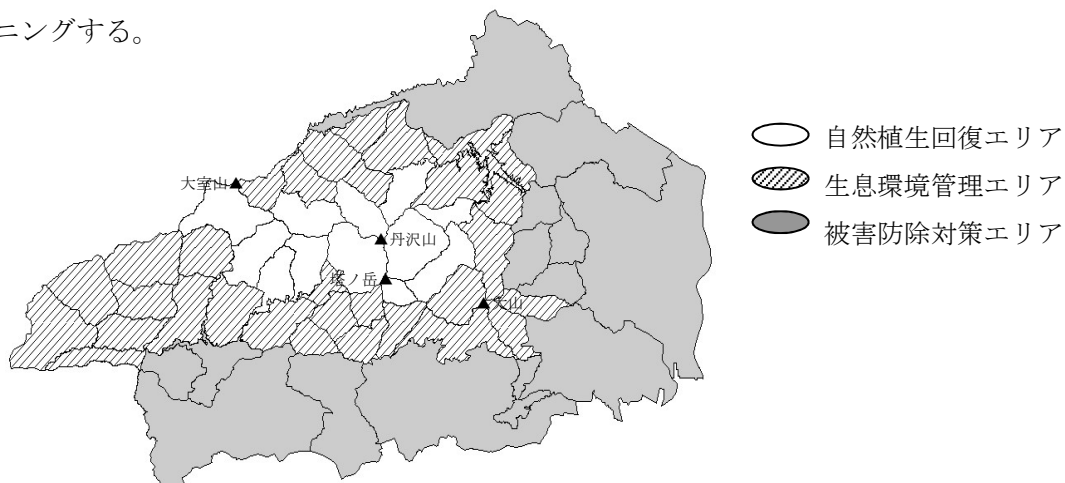
保護管理区域においては、生物多様性の保全と再生、丹沢山地でのシカ地域個体群の安定的存続、農林業被害の軽減を図るための個体数調整、生息環境整備、被害防止対策を実施する。

定着防止区域においては、市町村等地域が主体となって被害防除対策と管理捕獲を実施するとともに箱根山地や小仏山地において、必要に応じて県が管理捕獲を実施する。



(2) 保護管理区域内のゾーニング

第4次計画においても第3次計画同様に、保護管理区域内の土地利用や被害の状況に応じて、自然植生回復エリア、生息環境管理エリア、被害防除対策エリアの3つのエリアにゾーニングする。



2 管理の目標

生物多様性の保全と再生	シカによる過度の利用圧により植生劣化等が生じている地域において、利用圧を軽減して土壌保全や植生回復を図ることで生物多様性を保全・再生する。
丹沢山地でのシカ地域個体群の安定的存続	丹沢山地でシカ地域個体群が絶滅することなく、かつ高密度化による生息環境の劣化等が生じないように安定的に存続させる。
農林業被害の軽減	シカによる農作物被害、造林木被害を軽減する。
丹沢山地以外でのシカ定着の防止	山地におけるシカの増加を抑制し、シカによる森林への影響を未然に防止するとともに、農地周辺におけるシカの定着を防止し農林業被害を軽減する。

3 区域・エリア別管理方針

(1) 自然植生回復エリア（保護管理区域）

自然植生回復エリアは、丹沢大山国定公園特別保護地区を中心に設定している。シカの過度の利用圧による自然植生の劣化が継続していることから、シカの生息密度を低減し、林床植生を早急に回復させることを目標に、県が主体となって管理事業を実施する。

(2) 生息環境管理エリア（保護管理区域）

生息環境管理エリアは、丹沢大山国定公園及び県立丹沢大山自然公園の特別地域を中心に設定している。シカの主な生息域として位置付け、植生とのバランスを保ちつつシカ個体群を安定的に存続させることを目標に、県が主体となって森林整備等による生息環境整備と個体数調整を連携して実施する。

(3) 被害防除対策エリア（保護管理区域）

被害防除対策エリアは、保護管理区域のうち自然植生回復エリア及び生息環境管理エリア以外の地域で、農地及び市街地が広がっている。農地周辺でのシカの定着を解消し、農林業被害を軽減することを目標に、市町村等地域が主体となって被害防除対策と個体数調整を中心に実施する。

(4) 定着防止区域

定着防止区域では、農地周辺でのシカの定着を防止し、農林業被害を軽減することを目標に、市町村等地域が主体となって被害防除対策と管理捕獲を中心に管理事業を実施するとともに、山地におけるシカの増加を抑制し、森林の植生への影響を未然に防止するために、箱根山地や小仏山地において、必要に応じて県が管理捕獲を実施する。

4 管理事業に関する個別事項

(1) 個体数調整の考え方

個体数調整は、県及び市町村等による管理捕獲と、狩猟により実施する。シカによる農林業等の被害を受けている者又は被害を受けている者から依頼された者が個別の被害防止のために行う有害鳥獣捕獲についても管理捕獲として扱うこととする。また、個体数調整を効果的に行うためには、メスジカの捕獲が重要であることから、個体数調整に当たってはメスジカ捕獲を推進する。

第4次計画での各年度の個体数調整の計画は、ベイズ推計（注）による推計結果から得られる個体数の増減傾向を基に、生息密度調査結果や捕獲状況等を勘案して立てる。

この新たな推計方法であるベイズ推計は、毎年度の捕獲数やモニタリング結果を更新することにより、より推計値の精度が挙がって行くため、毎年度の推計に基づいて年度計画を実施していく。

注）ベイズ推計：過年度の捕獲数や生息密度等調査結果から捕獲数と生息密度指標の時間的な変化を記述したモデル（Harvest-based model）により個体数を推計するもの。

(2) 個体数調整の内容

区域	地域区分	主な個体数調整手法	実施地等	実施主体
保護管理区域	自然植生回復 エリア	管理捕獲 (自然植生回復) ※高標高山稜部等ではワイルドライフレンジャー（注）による捕獲を推進	主に鳥獣保護区内で自然植生劣化の見られる管理ユニット	県
		狩猟	可猟域（主に猟区）	狩猟者
	生息環境管理 エリア	管理捕獲(自然植生回復)	主に鳥獣保護区内で自然植生劣化の見られる管理ユニット	県
		管理捕獲(生息環境整備)	水源林等森林整備実施地及びその周辺域	県
		管理捕獲（被害軽減）	農林業被害地及びその周辺域	市町村等
		管理捕獲（有害鳥獣捕獲）	農林業等被害地でのわな捕獲	被害者
		狩猟	可猟域（主に猟区）	狩猟者
	被害防除対策 エリア	管理捕獲(被害軽減)	農林業被害地及びその周辺域	市町村等
		管理捕獲（有害鳥獣捕獲）	農林業等被害地でのわな捕獲	被害者
		狩猟	可猟域（主に猟区以外）	狩猟者

定着防止区域	管理捕獲(森林影響防止)	シカの定着が見られる森林地域 (箱根山地・小仏山地)	県
	管理捕獲(被害軽減)	農林業被害地及びその周辺域 シカ目撃地周辺	市町村等
	管理捕獲(有害鳥獣捕獲)	農林業等被害地でのわな捕獲	被害者
	狩猟	可猟域	狩猟者

注) ワイルドライフレンジャー：野生動物保護管理や狩猟について専門的な知識・能力・技術を有する者。自然環境保全センター野生生物課に派遣職員として配置。

II 平成29年度の実施状況

第4次神奈川県ニホンジカ管理計画に基づき、次のとおり管理事業を実施した。

1 個体数調整

(1) 個体数調整実績の概要

保護管理区域における管理捕獲は1,852頭（計画数に対し81%）の実績であった。うち、県が実施主体の管理捕獲は県猟友会への委託と、ワイルドライフレンジャーによる捕獲を合わせて484頭（同86%）、市町村を実施主体とする管理捕獲は1,348頭（同79%）の実績であった。また、シカによる農林業等の被害を受けている者等が個別の被害防止のために行った有害鳥獣捕獲は、20頭であった。

定着防止区域において市町村が実施する管理捕獲は237頭（同79%）であった。また、同区域の山稜部で県が実施した管理捕獲は10頭であった。

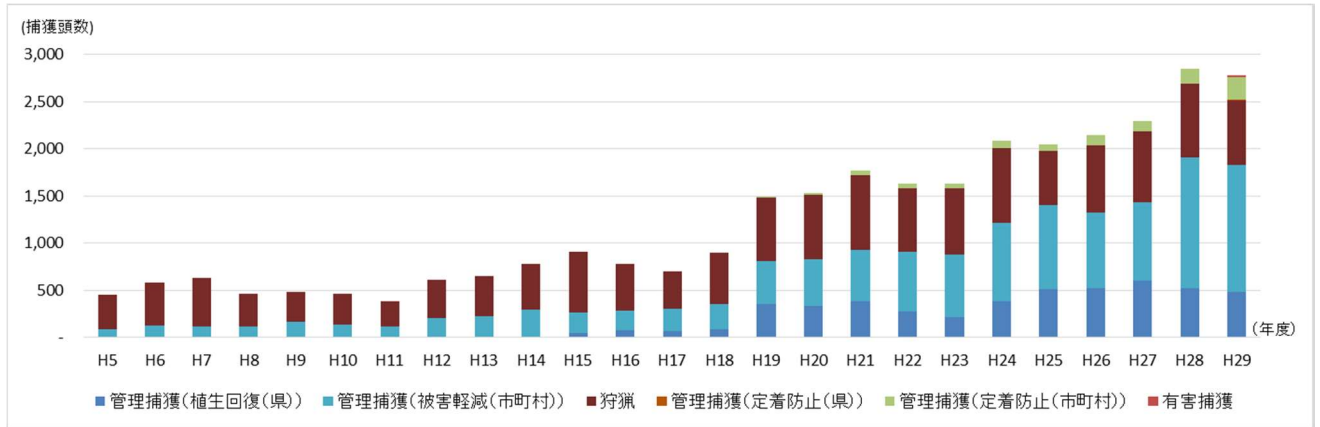
狩猟による捕獲数の合計は681頭（同95%）であり、うち60頭は定着防止区域での捕獲であった。全体の合計は2,780頭（同84%）の実績となった。捕獲数全体に対するメスジカの割合が過半数を占める傾向は平成19年度以降継続している。

表 II-1-1 平成29年度実績の概要

(単位：頭)

個体数調整手法				H29獲実績				H29 計画 B	比率 A/B(%)	H28 実績 C	比率 A/C(%)	
				オス	メス	不明	計 A					
管理 捕獲	保護管理 区域	自然植生回 復・生息環 境整備の基 盤づくり (実施主体: 県)	民間事業者等委託	74	111	5	190	340	56%	221	86%	
			WLR	93	174	27	294	220	134%	300	98%	
		計 (a)			167	285	32	484	560	86%	521	93%
		被害軽減 (b) (実施主体:市町村)			623	725	-	1,348	1,714	79%	1,392	97%
		有害捕獲(c)			8	12	-	20	-	-	-	-
	計 (a+b+c)			798	1,022	32	1,852	2,274	81%	1,913	97%	
	定着防止 区域	定着防止 (実施主体: 県)	民間事業者等委託	1	8	-	9	10	90%	7	-	
			WLR	0	1	-	1	-	-	-	-	
		計 (d)			1	9	-	10	-	-	7	-
		定着防止 (e) (実施主体:市町村)			154	83	-	237	300	79%	155	153%
		有害捕獲(f)			0	0	-	0	-	-	-	-
	計 (d+e+f)			155	92	-	247	310	80%	162	152%	
	管理捕獲計 (a+b+c+d+e+f)				953	1,114	32	2,099	2,584	81%	2,075	101%
	狩猟	保護管理区域			298	323	-	621	681	91%	740	84%
定着防止区域			48	12	-	60	36	167%	36	167%		
計 (g)			346	335	-	681	717	95%	776	88%		
県実施合計(a保護管理区域+c定着防止区域) ()内:民間事業者等委託				168 (75)	294 (119)	32 (5)	494 (199)	570 (350)	87% (57)	528 (228)	94% (87)	
合計(a+b+c+d+e+f+g)				1,299	1,449	32	2,780	3,301	84%	2,851	98%	

図Ⅱ-1-1 捕獲数の推移



(2) 市町村別捕獲状況

表Ⅱ-1-2 保護管理区域における状況

(単位：頭)

地域等区分 市町村名	管理捕獲												狩猟 (実施主体:狩猟者)				合計				
	自然植生回復・生息環境整備 の基盤づくり (実施主体:県)					被害軽減 (実施主体:市町村等)				有害捕獲											
	オス	メス	不明	計	H29 計画	オス	メス	計	H29 計画	オス	メス	計	オス	メス	計	H29 計画	オス	メス	不明	計	H29 計画
県央地域	18	14	1	33	54	203	216	419	500	5	5	10	41	22	63	71	267	257	1	525	625
相模原市	0	0	0	0	0	100	60	160	160	0	0	0	9	5	14	20	109	65	0	174	180
厚木市	8	9	1	18	11	47	70	117	150	5	5	10	0	0	0	-	60	84	1	145	161
愛川町	0	0	0	0	0	24	14	38	70	0	0	0	0	0	0	-	24	14	0	38	70
清川村	10	5	0	15	43	32	72	104	120	0	0	0	32	17	49	51	74	94	0	168	214
湘南地域	15	30	1	46	94	87	89	176	300	0	0	0	-	-	-	-	102	119	1	222	394
秦野市	12	23	0	35	71	68	63	131	200	0	0	0	-	-	-	-	80	86	0	166	271
伊勢原市	3	7	1	11	23	19	26	45	100	0	0	0	-	-	-	-	22	33	1	56	123
県西地域	41	67	3	111	192	333	420	753	914	3	7	10	6	18	24	26	383	512	3	898	1,132
松田町	4	22	3	29	32	47	82	129	164	3	7	10	-	-	-	-	54	111	3	168	196
山北町	37	45	0	82	160	286	338	624	750	0	0	0	6	18	24	26	329	401	0	730	936
小計	74	111	5	190	340	623	725	1,348	1,714	8	12	20	47	40	87	97	752	888	5	1,645	2,151
WLR捕獲	93	174	27	294	220	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	93	174	27	294	220
猟区以外の可猟域	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	251	283	534	584	251	283	-	534	584
計	167	285	32	484	560	623	725	1,348	1,714	8	12	20	298	323	621	681	1,096	1,345	32	2,473	2,955
備考	※市町村別の欄は民間事業者等委託による捕獲数 ※ワイルドライフレンジャー(WLR)による捕獲は総数のみの計画であり、市町村別の捕獲計画はない。					※松田町の計画数は、当初60頭から164頭に変更 ※山北町の計画数は、当初500頭から750頭に変更				※市町村別の欄は猟区における捕獲数											

表Ⅱ-1-3 定着防止区域における状況

地域等区分 市町村名	管理捕獲				管理捕獲				狩猟 (実施主体:狩猟者)				合計			
	(実施主体:県)				(実施主体:市町村等)											
	オス	メス	計	H29 計画	オス	メス	計	H29 計画	オス	メス	計	H29 計画	オス	メス	計	H29 計画
県央地域	-	-	-	-	63	17	80	80	-	-	-	-	63	17	80	80
相模原市緑区 (藤野、相模湖、城山 地区)	-	-	-	-	63	17	80	80	-	-	-	-	63	17	80	80
湘南地域	-	-	-	-	3	2	5	-	-	-	-	-	3	2	5	-
平塚市	-	-	-	-	1	1	2	-	-	-	-	-	1	1	2	-
大磯町	-	-	-	-	1	1	2	-	-	-	-	-	1	1	2	-
二宮町	-	-	-	-	1	0	1	-	-	-	-	-	1	0	1	-
県西地域	1	9	10	10	88	64	152	220	-	-	-	-	89	73	162	230
小田原市			-	-	11	11	22	60	-	-	-	-	11	11	22	60
南足柄市		4	4	-	21	21	42	60	-	-	-	-	21	25	46	60
中井町			-	-	9	3	12	-	-	-	-	-	9	3	12	0
大井町			-	-	22	11	33	50	-	-	-	-	22	11	33	50
開成町			-	-	0	0	0	-	-	-	-	-	0	0	0	0
箱根町	1	5	6	-	14	14	28	50	-	-	-	-	15	19	34	50
真鶴町			0	-	0	0	0	-	-	-	-	-	0	0	0	0
湯河原町			0	-	11	4	15	-	-	-	-	-	11	4	15	0
猟区以外の可猟域	-	-	-	-	-	-	-	-	48	12	60	36	48	12	60	36
計	1	9	10	10	154	83	237	300	48	12	60	36	203	104	307	346
備考	※うちWLR捕獲:南足柄市のメス1頭				※南足柄市の計画数は、当初40頭から60頭に変更											

(3) 管理捕獲

ア [自然植生回復・生息環境整備の基盤づくり]を目的とした捕獲状況

神奈川県猟友会への委託による管理捕獲 190 頭 (計画 340 頭) とワイルドライフレンジャーによる管理捕獲 294 頭 (計画 220 頭) を合わせて 484 頭 (計画 560 頭) のシカを捕獲した。その 58%にあたる 285 頭がメスジカであった (表Ⅱ-1-1)。

(ア) 民間事業者等への委託による管理捕獲

山北町中川の丹沢湖Bを始めとする 25 の管理ユニットで、(公社)神奈川県猟友会(以下、「県猟友会」という。)に業務を委託して、猟犬を用いた巻狩り(組猟)による管理捕獲を延べ 73 回実施した。その結果、190 頭 (計画 340 頭) のシカを捕獲し、その 58%にあたる 111 頭がメスジカであった (表Ⅱ-1-4)。

捕獲の継続による生息密度の低下に伴い、捕獲数は、平成 27 年度 301 頭、平成 28 年度 228 頭と連続して減少している。

(イ) ワイルドライフレンジャーを中心とした管理捕獲実施状況

6名のワイルドライフレンジャーが、前年度の実施状況も踏まえて、捕獲困難地及び捕獲未実施地を中心に28の管理ユニットで、現地条件やシカの生息状況に応じた管理捕獲を実行した。その結果、捕獲数は、過去最高だったH27年度の300頭、H28年度の300頭と同程度の294頭（計画220頭）となり、その59%にあたる174頭はメスジカであった（表Ⅱ-1-2）。

手法としては、シカ生息状況に応じて、機動性の高い忍び猟を中心にライフル銃等による中遠距離射撃や薄明薄暮の捕獲と、悪天時等の流し猟を実施した。

表Ⅱ-1-4 民間事業者等への委託による管理捕獲の実施状況

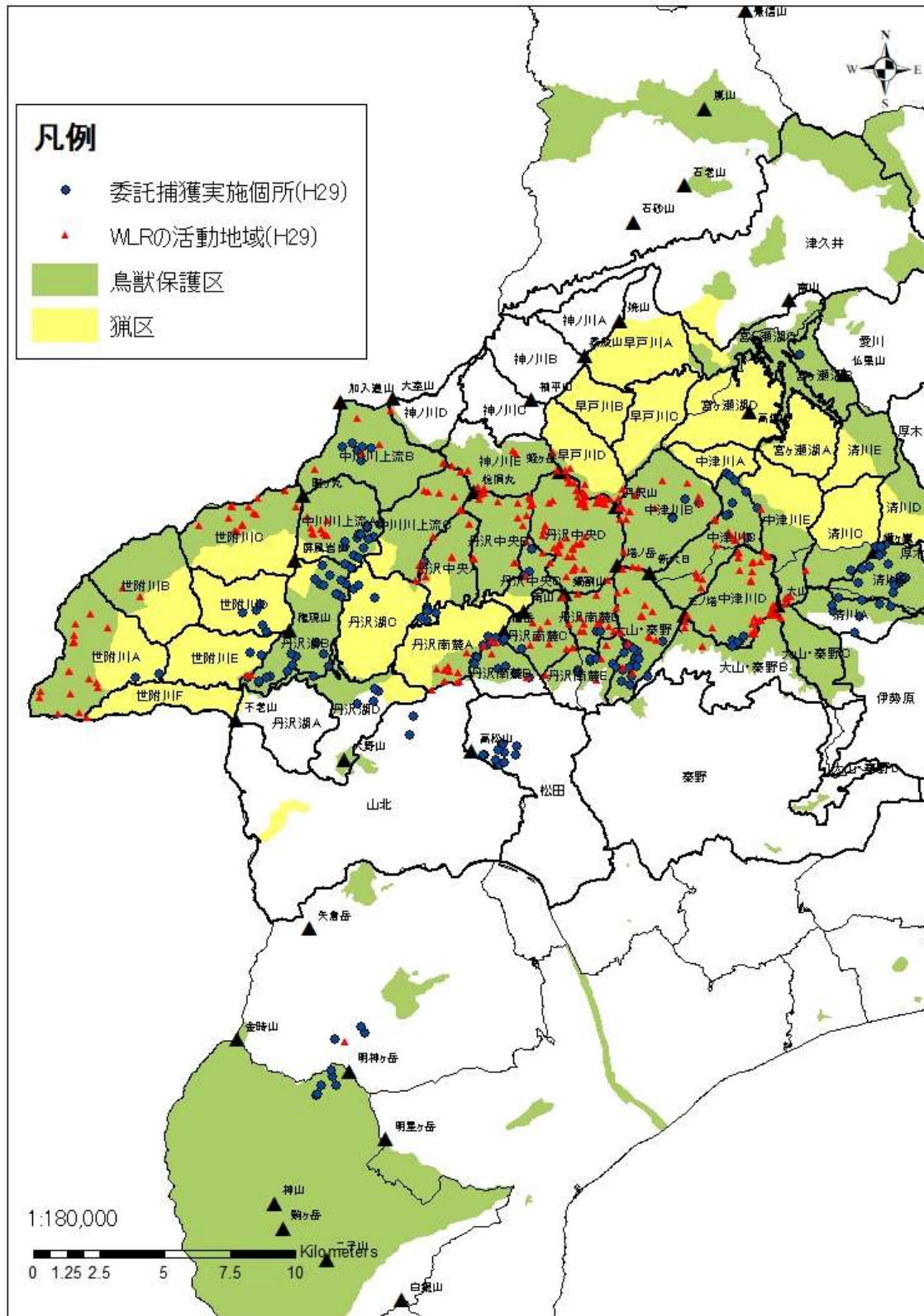
大流域名	管理ユニット	地域区分	捕獲実施場所		生息密度		H28実績	H29計画 (頭)	H29実績 ()内:メス(内数) (頭)		
			市町村	場所	現状 (頭/km2)	目標 (頭/km2)					内訳
世附川	世附川A	生息環境管理	山北町世附	土沢周辺	17.0	8	3	15	7	2 (1)	
	世附川D	生息環境管理	山北町世附	大又ダム、法行沢周辺	4.3	8				5 (5)	
中川川上流	中川川上流A	生息環境管理	山北町中川	大滝沢～箒杉沢・西沢右岸	6.8	8	11	35	24	17 (9)	
	中川川上流B	自然植生回復	山北町中川	白石沢周辺	19.2	0-5				7 (5)	
丹沢湖	丹沢湖B	生息環境管理	山北町中川、世附	丹沢湖北西部	19.2	8	53	70	39	32 (16)	
	丹沢湖C	生息環境管理	山北町玄倉	大杉山東面	20.6	8				3 (3)	
	丹沢湖D	被害防除対策	山北町玄倉	丹沢湖南東部	54.7	-				4 (2)	
丹沢中央	丹沢中央A	自然植生回復	山北町玄倉	仲の沢周辺	5.1	0-5	5	25	10	7 (3)	
	丹沢中央B	自然植生回復	山北町玄倉	檜洞沢周辺	11.8	0-5				3 (1)	
	丹沢中央D	自然植生回復	山北町玄倉	熊木沢周辺 箒杉沢周辺	3.7~18.9	0-5				0 (0)	
丹沢南麓	丹沢南麓B	生息環境管理	松田町寄	秦野峠以東	10.7	8	44	55	24	16 (14)	
	丹沢南麓C	生息環境管理	松田町寄	寄沢周辺	3.5	8				1 (1)	
	丹沢南麓D	生息環境管理	秦野市堀山下、三廻部	勘七沢・ミズヒ沢周辺	3.2	8				2 (1)	
	丹沢南麓E	生息環境管理	秦野市堀山下	四十八瀬川周辺	3.2	8				5 (3)	
中津川	中津川B	自然植生回復	清川村宮ヶ瀬	堂平・塩水、本谷林道周辺	7.5	0-5	27	40	19	10 (1)	
	中津川C	自然植生回復	清川村煤ヶ谷	境沢・大洞沢 唐沢林道周辺	-	0-5				3 (2)	
	中津川D	生息環境管理	秦野市寺山	岳ノ台周辺	5.5~7.0	8				6 (5)	
大山・秦野	大山・秦野A	生息環境管理	秦野市堀山下	大倉尾根周辺	4.1	8	33	30	22	15 (10)	
	大山・秦野B	生息環境管理	秦野市菩提、寺山	牛首周辺	0.0~4.1	8				7 (4)	
清川	清川A	生息環境管理	伊勢原市日向	大山東面	0.7	8	29	40	29	11 (7)	
	清川B	被害防除対策	厚木市七沢	二の足林道周辺	0.6	-				15 (7)	
	清川C	被害防除対策	清川村煤ヶ谷	谷太郎林道周辺	13.4	-				3 (2)	
宮ヶ瀬湖	宮ヶ瀬湖B	生息環境管理	清川村宮ヶ瀬	宮ヶ瀬湖東部	20.9	8	8	10	2	2 (2)	
	宮ヶ瀬湖D	生息環境管理	相模原市緑区 鳥屋	汁垂沢上流	2.1	8				-	
松田町	松田町	被害防除対策	松田町寄	高松山	8.8	-	5	5	12	12 (7)	
山北町	山北町	被害防除対策	山北町皆瀬川	八丁神縄林道 周辺	18.0	-	3	15	2	2 (0)	
箱根町	箱根	定着防止	箱根町宮城野	宮城野林道	2.6	-	4	5	6	6 (5)	
南足柄市	南足柄	定着防止	南足柄市 矢倉沢	明神ヶ岳稜線金 時山寄り	2.6	-	3	5	3	3 (3)	
合計							228	350	199	199 (119)	

注) 定着防止区域(箱根町、南足柄市)での捕獲(9頭)も含む。

表Ⅱ-1-5 ワイルドライフレンジャーによる管理捕獲実施状況

管理ユニット	捕獲数(メス)	主な捕獲地	主な捕獲手法
世附川A	17 (10)	切通峠、山伏峠、大棚ノ頭、一ノ沢～四ノ沢、大棚沢	忍び猟、流し猟
世附川B	2 (2)	菰釣山、大棚ノ頭、金山沢	忍び猟
世附川C	14 (10)	菰釣山、大榎、大界木山、上ヶ尾山、モロクボ沢ノ頭	忍び猟
中川川上流A	10 (7)	畦ヶ丸、大滝峠、善六ノタワ、権現山、鬼石沢	忍び猟、流し猟
中川川上流B	5 (4)	シャガクチ丸、加入道山、大室山、大杉丸、白石沢	忍び猟、流し猟
中川川上流C	9 (3)	熊笹ノ峰、小笄、石棚山、板小屋沢ノ頭、東沢	忍び猟、流し猟
丹沢湖B	2 (1)	浅瀬、世附権現山	忍び猟、追い出し猟
丹沢中央A	8 (3)	同角ノ頭、石棚山	忍び猟
丹沢中央B	16 (11)	檜洞丸、同角ノ頭、白ヶ岳、経角沢、ユーシン沢	忍び猟(遠距離射撃)
丹沢中央C	4 (2)	玄倉川	忍び猟
丹沢中央D	55 (23)	蛭ヶ岳、丹沢山、不動ノ峰、塔ノ岳、熊木沢、箒杉沢	忍び猟(遠距離射撃)、追い出し猟
神ノ川D	1 (1)	大室山	忍び猟
神ノ川E	8 (4)	檜洞丸、熊笹ノ峰、ヤタ尾根、大笄、神ノ川乗越	忍び猟
丹沢南麓A	10 (8)	ブッシュ平、秦野峠、秦野峠林道	忍び猟、流し猟
丹沢南麓B	2 (1)	檜岳、伊勢沢ノ頭、秦野峠林道	忍び猟、流し猟
丹沢南麓C	12 (5)	檜岳、雨山、鍋割峠、後沢乗越	忍び猟
丹沢南麓D	16 (15)	鍋割山、マルガヤ、小丸尾根、大倉尾根	忍び猟
丹沢南麓E	3 (2)	柵山、稲郷、三廻部林道、上秦野林道	忍び猟、流し猟
早戸川D	9 (4)	蛭ヶ岳、地獄平	忍び猟
中津川B	18 (12)	新大日、木ノ又大日、塔ノ岳、竜ヶ馬場、キュウハ沢	忍び猟
中津川C	15 (8)	行者ヶ岳、鳥尾山、タライゴヤ沢、長尾根、大洞	忍び猟、流し猟
中津川D	23 (14)	二ノ塔、三ノ頭、大山、地獄沢	忍び猟、流し猟
中津川E	7 (4)	大山、ミズヒノ頭、一ノ沢峠、唐沢林道	忍び猟、流し猟
大山・秦野A	17 (13)	塔ノ岳、金冷シ、花立、木の又大日、政次郎尾根	忍び猟
大山・秦野B	8 (6)	三ノ塔、菩薩峠、イタツミ尾根	忍び猟、流し猟
大山・秦野C	1 (1)	大山	忍び猟
清川C	1 (0)	唐沢峠	忍び猟
山北	1 (0)	秦野峠林道	忍び猟、流し猟
南足柄市	1 (1)	桧山林道	忍び猟
	H29実績		
合計	295 (175)		H29計画数 220頭

注) 定着防止区域(南足柄市)での捕獲(1頭)も含む。



図Ⅱ-1-2 平成29年度管理捕獲(植生回復・生息環境)の捕獲地点

(ウ) 平成 29 年度に実施した重点的な取組

a 安全対策の徹底

平成 25 年度に生じた委託による管理捕獲における従事者の滑落死亡事故以降、管理捕獲実施前にその実施箇所での危険箇所、注意事項等を説明し、捕獲を実施ごとに安全について注意喚起を促すとともに、安全対策を徹底した。

また、神奈川県猟友会が実施する管理捕獲従事者研修会を 3 回開催し、また、当年度実施状況について、県自然環境保全センターと県猟友会で情報を共有し、適切な実施に向けて緊密な連絡調整を行っている。

b 捕獲困難地等での捕獲

年間を通じて、高標高の山稜線部にシカが群れとして滞留しがちである。急峻な地形やアプローチの遠さから管理捕獲の実施が非常に困難な玄倉川上流部などの捕獲困難地でのワイルドライフレンジャー等による捕獲を継続した。

こうした捕獲困難地をレンジャー捕獲の重点地域として実施方法の検討を進め、高標高の山稜部での遠距離射撃や、これまで捕獲が実施されていなかった中標高の捕獲空白域での忍び猟を、継続的に実施した。

c 地元狩猟関係者等との連携

シカの全体の生息数が減少傾向にある中で、市町村による管理捕獲や狩猟による捕獲圧と比較して捕獲圧が十分ではないと考えられる猟区について、猟区管理者と調整し、猟区内での試験捕獲を実施している。平成 29 年度は、山北町の猟区では、地元狩猟者を主体とした猟犬を用いた巻狩りによる試験的な管理捕獲を 1 回を含め、管理捕獲を 5 回実施した。

d 生息密度が低下した状態でのシカ捕獲手法の検討

シカの全体の生息数が減少傾向にあることや、目撃頭数が低下している箇所が生じてきていることから、県猟友会捕獲の年間計画や実施個所を見直すとともに、レンジャー捕獲では、高標高域での遠距離射撃などの捕獲手法の検討を進めた。

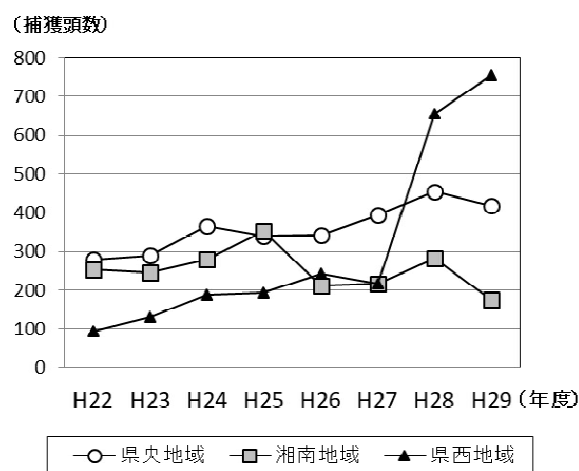
イ [農林業被害軽減]を目的とした管理捕獲の実施状況

被害防除対策エリアを中心に、市町村等が農林業被害の状況に応じて、銃やわなによる管理捕獲を実施し、8市町村で合計1,348頭（計画1,714頭）のシカを捕獲した。捕獲頭数は、県西地域での増加が大きく、特に平成29年度から捕獲奨励金制度を導入した松田町では、捕獲数が前年度の37頭から129頭に大幅に増加した。また、平成28年度から捕獲奨励金制度を導入している山北町でも前年度に引き続き高い捕獲数となっている（表Ⅱ-1-6、図Ⅱ-1-3）。

各市町村の取組により、防護柵の開口部や銃器が使用できない場所でのわな捕獲等が推進された（表Ⅱ-1-7）。

表Ⅱ-1-6 被害軽減目的の管理捕獲の推移（単位：頭）

地域等区分		H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
	市町村名								
県央地域		279	290	365	340	343	395	455	419
	相模原市	60	72	100	92	74	120	160	160
	厚木市	87	96	144	116	125	130	131	117
	愛川町	32	22	23	32	44	45	44	38
	清川村	100	100	98	100	100	100	120	104
湘南地域		255	245	280	353	212	217	282	176
	秦野市	183	174	218	257	138	146	204	131
	伊勢原市	72	71	62	96	74	71	78	45
県西地域		96	131	189	194	243	216	655	753
	松田町	40	34	45	58	45	27	37	129
	山北町	56	97	144	136	198	189	618	624
	計	630	666	834	887	798	828	1,392	1,348



図Ⅱ-1-3 被害軽減目的の管理捕獲の推移

表Ⅱ-1-7 各市町村における状況

地域	市町村	特徴的な状況
県央	相模原市	<ul style="list-style-type: none"> 狩猟期間以外は、管理捕獲を定期的を実施（銃器及びワナ捕獲） 平成28年度に引き続き、国有林（仙洞寺山・茨菰山）内での管理捕獲を実施（銃器捕獲）
	厚木市	<ul style="list-style-type: none"> 防護柵の開口部でのわな捕獲を推進し、わなによる捕獲数が増加 平成24年度から実施している捕獲奨励金により個人による捕獲数が伸びてきている。
	愛川町	<ul style="list-style-type: none"> 銃器を使用できない場所では、職員によるくくり罠での捕獲を実施し、捕獲体制を充実。 シカが行政界を超えて逃げるため、周辺市町村との連携が課題
	清川村	<ul style="list-style-type: none"> 銃器捕獲未実施の地域でシカの増加がみられる。
湘南	秦野市	<ul style="list-style-type: none"> 広域柵開口部周辺でのカメラを用いた調査を実施し、利用状況等実態把握に努めた。 銃器駆除が実施できない住宅地周辺の公園等の緑地内、生き物の里内に住み着いたシカのわなによる管理捕獲を推進

		・GPSドッグマーカ―機器の追加購入及びアップデートにより捕獲隊員の作業効率化・省力化・安全化を推進
	伊勢原市	・くくりわなによる捕獲を推進 ・ヤマビルの吸血被害により捕獲作業が難航
県西	松田町	国の補助事業（鳥獣被害防止総合対策交付金）による捕獲奨励金制度を導入し、捕獲数が増加
	山北町	・捕獲奨励金制度を継続し、強い捕獲圧を維持できた。 ・被害の多い地域で集中的に捕獲を実施

ウ [定着防止]を目的とした管理捕獲の実施状況

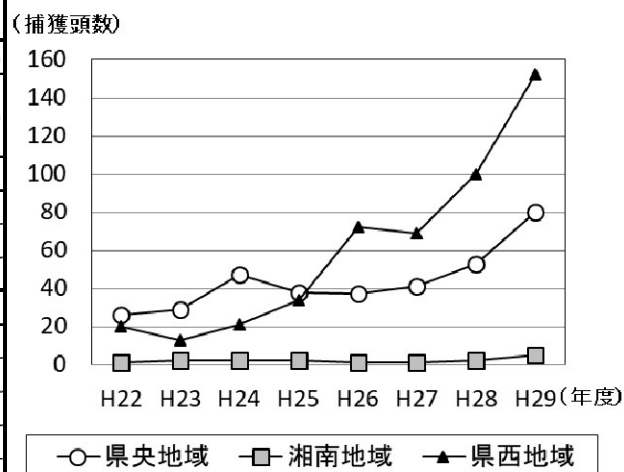
農林業被害等の拡大を予防する観点から、被害地等の情報を基に市町村が実施した。

近年の傾向として、県央地域（相模原市緑区（藤野、相模湖、城山地区））と県西地域での捕獲数が大きく増加しており、県西地域では特に南足柄市、湯河原町での増加が大きい（表Ⅱ-1-8）。

また、シカの定着と生息数の増加が懸念される箱根山地の山稜部では、県管理森林にて県猟友会への委託とワイルドライフレンジャーによる県の管理捕獲を実施した。委託による管理捕獲では、箱根町（2回）及び南足柄市（2回）の管理捕獲を実施し、9頭（計画10頭）のシカを捕獲した。ワイルドライフレンジャーによる試験捕獲な管理捕獲では、1頭のシカを捕獲した（表Ⅱ-1-4、Ⅱ-1-5）。

表Ⅱ-1-8 定着防止目的の管理捕獲の推移（単位：頭）

地域等区分	市町村名	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
県央地域		26	29	47	38	37	41	53	80
	相模原市緑区 (藤野、相模湖、城山地区)	26	29	47	38	37	41	53	80
湘南地域		1	2	2	2	1	1	2	5
	平塚市	0	0	0	1	0	0	2	2
	大磯町	1	1	2	1	1	1	0	2
	二宮町	0	1	0	0	0	0	0	1
県西地域		20	13	21	34	72	69	100	152
	小田原市	2	4	0	2	6	11	23	22
	南足柄市	7	5	4	12	22	16	24	42
	中井町	1	0	0	0	4	1	0	12
	大井町	2	0	7	7	18	22	25	33
	開成町	0	0	0	0	0	0	0	0
	箱根町	6	4	10	13	22	18	25	28
	真鶴町	2	0	0	0	0	0	3	0
	湯河原町	0	0	0	0	0	1	0	15
計		47	44	70	74	110	111	155	237



図Ⅱ-1-4 定着防止目的の管理捕獲の推移

注) 平成23年度以前は監視区域における有害鳥獣捕獲の数値
注) 県実施の捕獲は含まない。

表 II-1-9 各市町村における状況

地域	市町村	特徴的な状況
県央	相模原市地区 (城山・相模湖・藤野地区)	平成 28 年度に引き続き、国有林（小倉山、谷山）内での管理捕獲を実施（銃器捕獲）
湘南	平塚市	目撃情報などから生息数増加傾向。生活・農業被害が懸念される。
	大磯町	被害報告が少ないためにイノシシほど問題視されていないが、目撃情報や自動撮影カメラによるデータなどから、個体数増加が懸念される。
	二宮町	イノシシによる被害かシカによる被害かの区別困難
県西	小田原市	継続的に農地やゴルフ場でわな捕獲を実施
	南足柄市	捕獲数が増加したことから、個体数の増加が考えられる。
	大井町	・わなを積極的に設置し、捕獲数が増加している。 ・銃器による捕獲が進んでおらず、シカの定着数増加が懸念される。
	中井町	前年度から捕獲数が増加
	箱根町	・町職員による箱わな、囲いわなでの捕獲を実施。 ・誘引式首用くり罠（しずかちゃん）の試行 ・ゴルフ場のシカ防護柵の破損箇所からの侵入がみられたため、ゴルフ場内でわなによる捕獲を実施
	真鶴町	イノシシの有害捕獲に合わせ、シカの管理捕獲を実施
	湯河原町	・イノシシの有害捕獲に合わせ、シカの管理捕獲を実施 ・捕獲数が増加したことから、個体数の増加が考えられる。

(4) 狩猟

ア 狩猟の実施状況

平成29年度は狩猟による捕獲数は前年度よりやや減少した。中期的には横ばいの傾向にある（図 II-1-5）。猟区での捕獲数は、前年度から横ばいの傾向にあり、鳥屋猟区で前年度より減少し、清川村猟区、三保猟区、世附猟区ではほぼ前年度並みで推移している。猟区入猟者数についても、ほぼ前年度並みで推移している（表 II-1-10）。

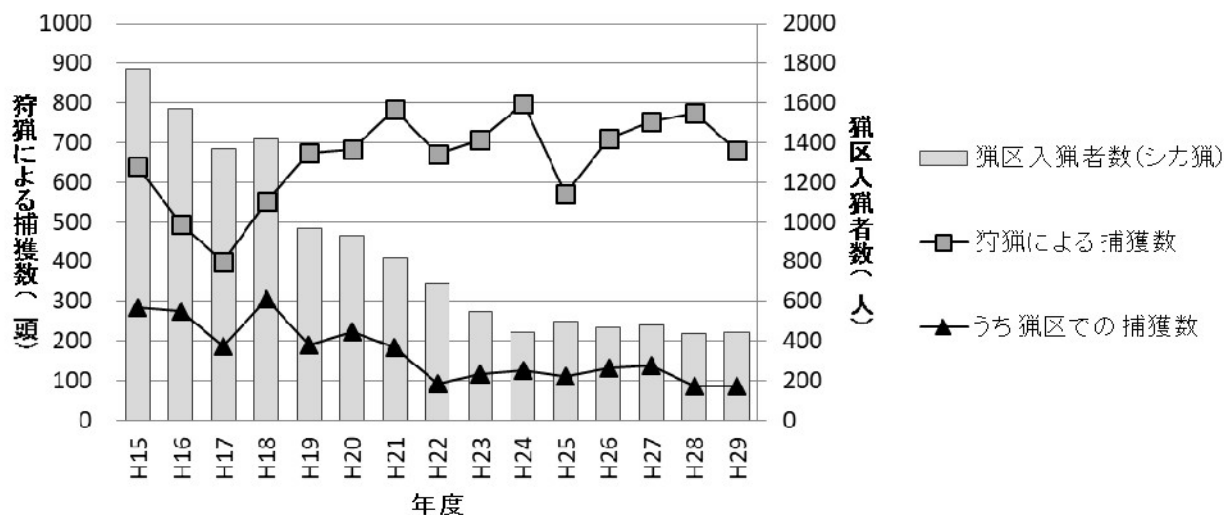


図 II-1-5 狩猟における捕獲数の推移

表Ⅱ-1-10 猟区におけるシカの入猟者と捕獲頭数等の推移（単位：人、頭）

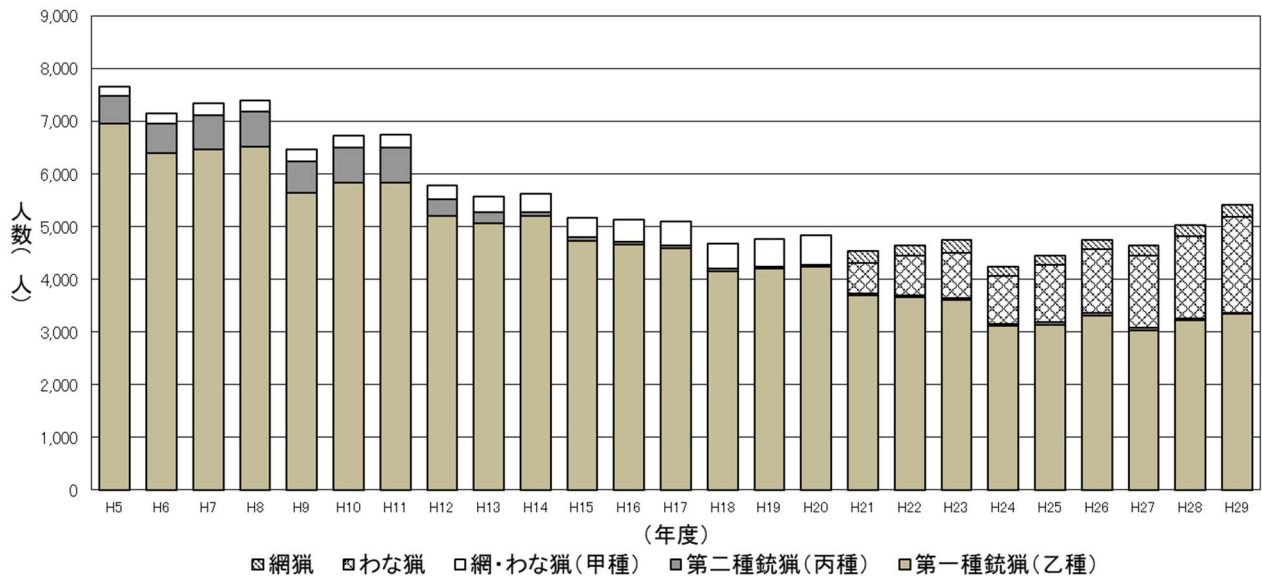
市町村	猟区名	項目	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
相模原市	鳥屋	開猟日数	32	32	32	32	31	32	32	32
		入猟者数	178	123	67	93	81	109	74	61
		捕獲頭数	3	24	19	14	16	22	21	14
清川村	清川村	開猟日数	20	20	20	22	22	22	20	22
		入猟者数	404	360	299	314	345	316	310	321
		捕獲頭数	62	64	77	58	81	81	44	49
山北町	三保	開猟日数	32	34	25	27	28	28	29	28
		入猟者数	102	60	54	32	28	43	26	42
		捕獲頭数	28	27	13	15	29	31	14	17
	世附	開猟日数	0	0	25	27	28	28	29	28
		入猟者数	0	0	25	56	10	12	26	20
		捕獲頭数	0	0	15	23	5	3	7	7
計		開猟日数	84	86	102	108	109	110	110	110
		入猟者数	684	543	445	495	464	480	436	444
		捕獲頭数	93	115	124	110	131	137	86	87

イ 捕獲の担い手の状況

(ア) 狩猟者数等

a 狩猟免許所持者数

平成29年度の狩猟免許所持者数は、4,187名（前年度3,935名）で、その内訳は、第一種銃猟3,338名（3,226名）、第二種銃猟34名（38名）、わな猟1,817名（1,561名）、網猟231名（210名）となった。なお、免許所持者数は、複数の種類の免許を所持する者がいるため、各種の免許所持者数の合計数とは一致しない。



図Ⅱ-1-6 各種狩猟免許別所持者数の合計の推移

注) 複数の種類の免許を所持する者がいるため、免許所持者数と各種の免許所持者数の合計数とは一致しない。

b 狩猟者登録者数

狩猟者登録者数については、近年減少傾向が緩やかになってきたが、平成28年度に続き平成29年度も登録者数が前年比増加となった（表Ⅱ-1-11）。

表Ⅱ-1-11 狩猟者登録者数の推移 (単位：人)

種別	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	(前年増減)
第一種銃猟	1,740	1,620	1,524	1,428	1,338	1,307	1,367	1,379	1,394	(+15)
第二種銃猟	83	69	71	74	81	98	98	101	100	(-1)
わな猟	162	172	165	173	186	192	231	254	290	(+36)
網猟	6	7	6	5	3	4	3	2	7	(+5)
合計	1,991	1,868	1,766	1,680	1,608	1,601	1,699	1,736	1,791	(+55)

c 狩猟免許試験合格者数

狩猟免許試験合格者数は平成25年度以降大きく増加していたが、平成28年度に続き平成29年度も前年比増加となった（表Ⅱ-1-12）。

表Ⅱ-1-12 狩猟免許試験合格者数の推移 (単位：人)

種別	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
網猟	9	10	11	16	13	17	42	25
わな猟	168	121	121	246	165	252	294	335
第一種銃猟	68	66	106	153	255	248	266	273
第二種銃猟	6	5	4	10	4	5	2	2
計	251	202	242	425	437	522	604	635

(イ) 鳥獣被害対策実施隊の状況

鳥獣被害防止特別措置法に基づき、市町村が被害防止計画に基づいた捕獲等を行うために設置する鳥獣被害対策実施隊（実施隊）が平成30年度3月末時点で計15市町で設置されており、隊員数347名となった。

実施隊設置済市町：平塚市、小田原市、秦野市、伊勢原市、南足柄市、葉山町、中井町、大井町、松田町、山北町、開成町、箱根町、真鶴町、湯河原町、愛川町

(ウ) 担い手育成の取組

a かながわハンター塾 2ndステージの開催

捕獲の担い手を確保することを目的として、平成26年度から平成28年度までベテランハンターによる射撃実演などによる「かながわハンター塾」を県主催で開催してきたが、平成29年度からは、より実践的な内容にした「かながわハンター塾 2ndステージ」を開催した。県が県猟友会に委託し、相模原市鳥屋猟区において平成29年10月～11月に計3回開催し、狩猟経験のない者、又は経験の浅い者を対象に、安全講習や放鳥による実猟体験などを行った。各回定員10名のところ計28名の参加者があり、この研修をきっかけに県の管理捕獲の見学会への参加や猟区での狩猟を行う受講者もいた。

b 猟区における取組

○山北町三保猟区

狩猟免許を取った初心者でも参加可能な大物猟の実技講習会を平成30年1月に3回開催した。33名（各回11名）の参加者があり、猟犬による獣類の追い出し猟、捕獲した獣類の解体実習を行った。

○清川村清川村猟区

狩猟経験の浅い者を対象に、組猟による巻狩りの参加、捕獲した獣類の解体体験を内容とする新人ハンター研修会を平成29年12月に行った。8名の参加者があり、研修後に行われた猟区での組猟にも受講者が参加できるよう調整し、猟区の利用促進を図った。

(エ) 鳥獣捕獲等事業者の認定状況

平成27年5月に施行された鳥獣保護管理法に基づき、鳥獣の捕獲等に係る安全管理体制や、従事者が適正かつ効率的に鳥獣の捕獲等をするために必要な技能及び知識を有する鳥獣捕獲等事業を実施する法人について、都道府県知事が認定をする「認定鳥獣捕獲等事業者制度」が新たに導入され、本県においては、平成29年度中に1法人を認定し、合計6法人となった。

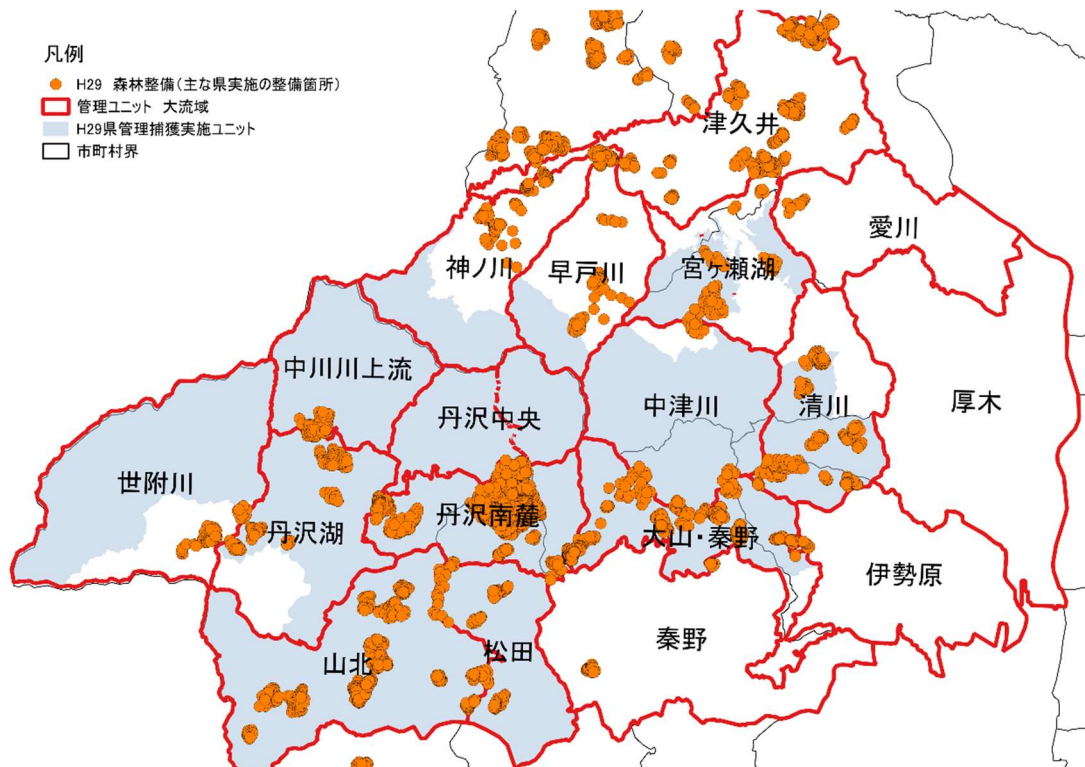
2 生息環境整備

生息環境管理エリア（保護管理区域）を中心に、県及び市町村が水源の森林づくり事業等で、林床植生の回復を図るため、間伐、枝打、植生保護柵設置等の森林整備を行った（表Ⅱ-2-1、表Ⅱ-2-2）。また、森林整備とシカ捕獲の計画やその実施状況、シカの生息状況や植生等のモニタリング結果を情報共有するとともに、森林整備で設置したモノレールをワイルドライフレンジャーによる捕獲にも使用するなど森林整備とシカの個体数調整との連携に努めた。

表Ⅱ-2-1 保護管理区域、定着防止区域（南部）内で県が実施した森林整備

区域	大流域名	森林整備面積 (ha)			計
		水源の森林づくり	県営林整備	承継分収林整備	
保護管理区域	丹沢南麓	97.77	5.41		103.18
	早戸川	10.64	26.94		37.58
	中津川				
	大山・秦野	40.69		22.00	62.69
	愛川	1.83			1.83
	厚木			19.87	19.87
	清川	39.84			39.84
	宮ヶ瀬湖	52.25			52.25
	津久井	33.92			33.92
	神ノ川	24.19			24.19
	秦野				
	伊勢原				
	中川川上流	16.99			16.99
	丹沢湖	18.77			18.77
	世附川	16.06			16.06
	松田	8.72		16.86	25.58
	山北	127.33		19.86	147.19
小計	489.00	32.35	78.59	599.94	
定着防止区域 (南部)	小田原市	31.73	15.72	7.10	54.55
	箱根町		20.66		20.66
	南足柄市	62.86		99.26	162.12
	湯河原町		8.96		8.96
小計	94.59	45.34	106.36	246.29	
計	583.59	77.69	184.95	846.23	

図Ⅱ-2-1 平成29年度の主な森林整備実施箇所



表Ⅱ-2-2 保護管理区域、定着防止区域（南部）内で県が設置した植生保護柵

区域	大流域名	植生保護柵延長(m)			
		水源の森林づくり	県営林整備	自然公園整備	計
保護管理区域	中川川上流	8			8
	丹沢湖	242			242
	神ノ川	500			500
	丹沢中央			3,111	3,111
	丹沢南麓	4,544	328		4,872
	早戸川				
	中津川		876		876
	大山・秦野	1,255			1,255
	清川	385			385
	宮ヶ瀬湖	370			370
	津久井	70			70
	松田				
	山北				
小計	7,374	1,204	3,111	11,689	
定着防止区域 (南部)	小田原市	451	657		1,108
	箱根町		50		50
	南足柄市				
	湯河原町				
小計	451	707		1,158	
合計	7,825	1,911	3,111	12,847	

3 被害防除対策等

(1) 被害防除対策

各市町村において、鳥獣を人里に引き寄せないよう農作物の早期収穫や取り残し農作物の除去、簡易防護柵等の設置や補修、鳥獣の隠れ家となるような藪の刈り払い、猟友会と連携した巡視等の取組を行った。

また、県は、平成29年度から「かながわ鳥獣被害対策支援センター」（以下、「支援センター」という。）を設置し、集落環境整備、被害防除対策及び鳥獣の捕獲の3つの基本対策を地域が一体となって取り組む「地域ぐるみの対策」を広げていくため、市町村や農協等と連携し、効果的な対策の提案、技術支援、効果検証の支援などを行った（表Ⅱ-3-1、表Ⅱ-3-2）。

表Ⅱ-3-1 保護管理区域において市町村が実施した主な取組

地域	市町村	主な取組	特徴的な状況
県央	相模原市 緑区 (津久井 地区)	<ul style="list-style-type: none"> 早期収穫や取り残し農作物の除去を啓発 防護柵破損箇所の補修 簡易防護柵新設 	<ul style="list-style-type: none"> 防護柵を設置した箇所では、農業被害が軽減した。 広域獣害防護柵開口部からの侵入による被害が発生している 営農意欲の減退による荒廃農地の増加
	厚木市	<ul style="list-style-type: none"> 防護柵設置に対する補助事業の拡大 早期収穫や取り残し農作物の除去を農協機関誌で啓発 早期収穫や取り残し農作物の除去を農協機関誌で啓発 	<ul style="list-style-type: none"> 防護柵設置の補助により被害を軽減した。 林縁部の畑や住宅の庭の果実、野菜が誘引原因になっている。
	愛川町	<ul style="list-style-type: none"> 広域獣害防止柵の周辺の除草 広域獣害防護柵の維持補修、柵周辺の除草作業等を地域住民と協同で実施。 被害情報の収集について各町施設及び農協施設等に調査用紙と回収BOXを設置したほか、住民に対し、広報誌等で情報収集の協力依頼を行った。 	<ul style="list-style-type: none"> 広域獣害防止電気柵の除草等によりシカが生息しにくい環境を作ることができたと考えられる。 情報収集については、目だった効果はなく、今後も改善を行っていく必要がある。
	清川村	<ul style="list-style-type: none"> 広域獣害防護柵の維持補修 森林整備の実施により下層植生の回復を図った。 	<ul style="list-style-type: none"> 大型獣等による柵破損と開口部侵入 一部の森林整備箇所において不嗜好性植物以外の植物の回復が進んでいる。
湘南	秦野市	<ul style="list-style-type: none"> 広域獣害防護柵の点検補修(24.9km) 里山保全ボランティアによる里山整備を実施。 	<ul style="list-style-type: none"> 林道や沢等の広域獣害防護柵開口部からの侵入が継続して見られるため、引き続き開口部における対策を講じる必要 地域の生産者ら自身による自主的な防除対策を図るような意識改革が必要

	伊勢原市	<ul style="list-style-type: none"> 各地域の協議会が広域獣害防止柵維持管理（点検、修繕）各地区年3～4回実施。強化補修は市で実施。 農地周囲への侵入防止柵の設置 ヤギの放牧による緩衝帯整備を実施。（子易地区） 	<ul style="list-style-type: none"> 広域獣害防止柵を越えて里側の荒廃地に棲みついたシカによる被害。 自然災害及び経年劣化による広域獣害防止柵の破損による修繕費用の負担増。
県西	松田町	<ul style="list-style-type: none"> 広域獣害防護柵の自主管理により農地侵入を防除 材料費補助による小区画防護柵の整備 	<ul style="list-style-type: none"> 小区画防護柵の材料費補助制度推進により自主防除の意識が高揚 防護柵の管理並びに農道、沢等の開口部の対策
	山北町	町単独補助事業により簡易ネット、私設柵設置を推進	<ul style="list-style-type: none"> 私設の簡易柵について、管理徹底の周知が必要。 シカの南下及び山麓に下りている傾向がある。

表Ⅱ-3-2 定着防止区域において市町村が実施した取組

地域	市町村	主な取組	特徴的な状況
県央	相模原市緑区 (城山地区) (相模湖地区) (藤野地区)	<ul style="list-style-type: none"> 防護柵破損箇所の補修 簡易防護柵新設 早期収穫や取り残し農作物の除去を啓発 	<ul style="list-style-type: none"> 防護柵を設置した箇所では、農業被害が軽減した。 広域獣害防護柵開口部からの侵入による被害が発生している。 被害報告の提出が少なく、正確な被害状況の把握ができない。
湘南	平塚市	<ul style="list-style-type: none"> 鳥獣の棲みつかない環境の整備に努めた。（耕作放棄地解消、農家への指導の強化） 個別の農地で行う防護柵や電気柵の設置に対して補助を実施 	<ul style="list-style-type: none"> 農家による自主防除の取組及び地域ぐるみの取組を拡大していく必要がある。 耕作放棄地の解消や緩衝帯の設置を今後も推進してゆく必要がある。
	大磯町	<ul style="list-style-type: none"> 外部講師による講習会の実施（座学、環境点検、実習、ワークショップ） 電気柵のモデル圃場の設置 	<ul style="list-style-type: none"> 正しい知識が、地域に十分に普及していない。 被害状況や出没状況、分布状況に関する現状データが不足している。
	二宮町	防護柵等の設置支援	(特になし)
県西	小田原市	一部地域では農家が自身の農地に侵入防止柵を設置	防護柵設置箇所では、シカの侵入が軽減した。
	南足柄市	(特になし)	(特になし)
	中井町	(特になし)	(特になし)
	大井町	防護柵設置に対し補助	防護柵を設置した個所での被害は軽減している。
	開成町	(特になし)	(特になし)

箱根町	<ul style="list-style-type: none"> ・猟友会箱根支部と町職員により、生息の痕跡等の調査を実施 ・庭木への被害防止のため、鳥獣侵入防止ネットを設置 	敷地内への侵入がなくなり庭木の被害がなくなる。
真鶴町・湯河原町	農業者、狩猟者等に対し、目撃があった場合には情報提供してもらうよう周知	(特になし)

(2) 「地域ぐるみの対策」の立ち上げ支援

市町村や地域住民等が一体となって取り組む「地域ぐるみの対策」を行った地区では、農作物被害の減少が見られている。こうした対策を普及していくため、これまで県が支援を行っていない地区を「重点取組地区」として選定し、支援センター、市町村、県農業技術センター、農協等が連携し、「地域ぐるみの対策」の立ち上げ支援を行った（表Ⅱ-3-4）。

表Ⅱ-3-3 かながわ鳥獣被害対策支援センターの取組内容

取組箇所	主な内容
相模原市緑区名倉地区	<p>イノシシによる農作物被害が急増しており、ニホンジカによる被害も懸念されている。センサーカメラ調査により箱わな、くくりわなの設置箇所を選定し、地域住民による餌付け作業を行いながら、捕獲を行った。</p> <p>今後は、捕獲以外の集落環境整備等も行っていく。</p>
平塚市土沢地区	<p>イノシシによる農作物被害以外にシカによる農作物被害も増加傾向にある。集落環境調査により放棄果樹、藪の未管理等の課題があがった。「展示ほ」を設置し、獣害の少ない農作物としてラッキョウの栽培を行った。</p>
大井町高尾地区	<p>住民のまとまりがよく、実施隊によるくくりわなの捕獲も活発であるが、廃棄野菜の多さ、誤った防護柵の設置等の課題があった。</p> <p>集落環境調査に基づいた対策を行い、廃棄野菜の減少、効果的な柵の増加、センサーカメラ調査による効果的な捕獲の実施等の成果があった。今後の課題として、藪刈りの人手不足、廃棄野菜の更なる減少等がある。</p>

4 モニタリング調査結果

(1) 生息状況等調査

事業の効果検証や計画見直しに必要なシカの生息状況に関する基礎的なデータを得るため、区画法による生息密度調査、糞塊密度調査、GPS 首輪による行動特性調査及び蓄積された各種データを利用した個体群動態の推定等を実施した。

ア 区画法による生息密度調査

シカの生息状況と捕獲等の効果を把握するため、平成 12～13 年度及び平成 15 年度から保護管理区域において、区画法による生息密度調査を、調査区画をローテーションしながら実施している。第 4 次計画において、県では生息密度の暫定目標として、自然植生回復エリアは区画法による生息密度が 0～5 頭/km²、生息環境管理エリアは区画法による生息密度が 8 頭/km²程度（自然林については 5 頭/km²以下）と設定している。

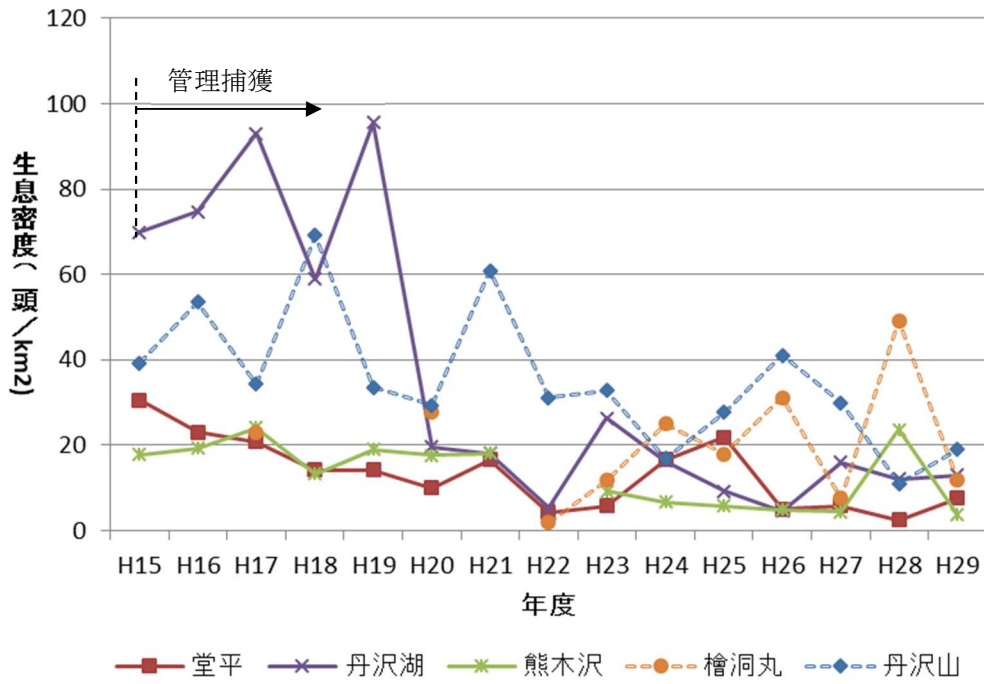
平成 29 年度は、34 箇所で行画による生息密度調査を実施した。生息密度調査結果を（表 II-4-1）および（図 II-4-1, 2）に示した。なお、確認頭数に幅があった場合は、最大、最小の平均値を生息密度とした。

平成 29 年度に行画を実施した調査地において生息密度が最も高かった区画は、大野山（53.3～56.0 頭/）であった。次いで、玄倉北東（23.4 頭/km²）、高取山（19.7～22.2 頭/km²）、白石沢（17.1～21.4 頭/km²）、丹沢山（18.9 頭/km²）であった。

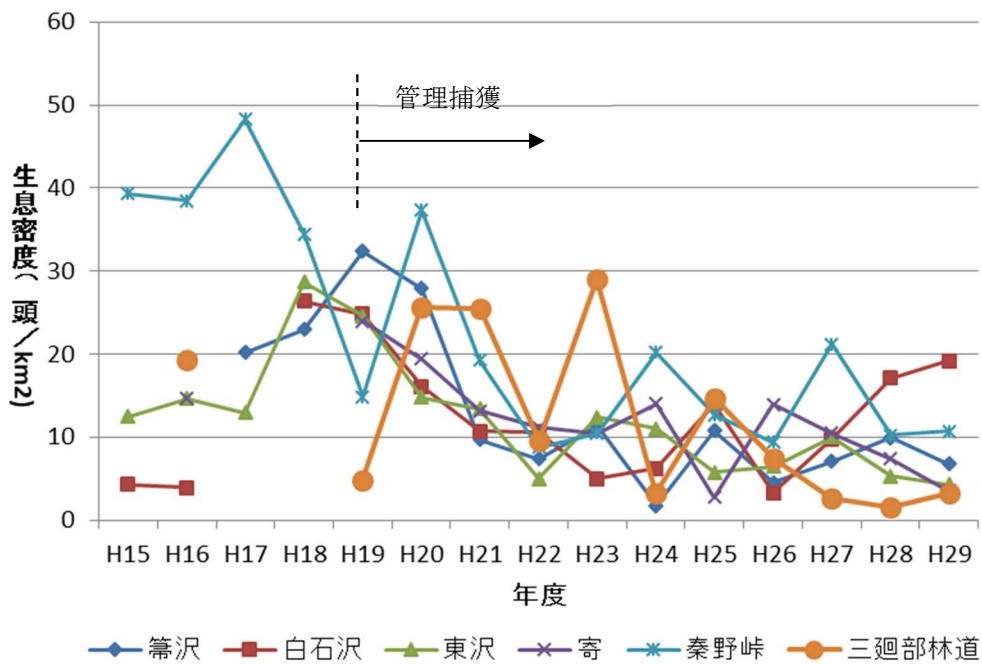
一方、生息密度が最も低かった調査地は、菩提（0.0 頭/km²）であり、シカの目撃がなかった。次いで、荒井（0.5 頭/km²）、七沢（0.6 頭/km²）、日向林道（0.7 頭/km²）、黍殻山下（1.5 頭/km²）において生息密度が低かった。さらに、飯山（1.8 頭/km²）、仏果山東（2.0 頭/km²）、宮ヶ瀬湖西（2.1 頭/km²）、宮城野（2.6 頭/km²）、唐沢川上流（3.1 頭/km²）、三廻部林道（3.2 頭/km²）、寄（3.5 頭/km²）、菰釣林道（3.8 頭/km²）、水無川左岸（4.1 頭/km²）、大室山下（4.1 頭/km²）、大又沢（4.3 頭/km²）、東沢（4.3 頭/km²）、高畑山（4.7 頭/km²）において、生息密度の中央値が 5 頭/km²未満となった。

堂平、丹沢湖、箒沢など、自然植生回復のための管理捕獲を平成 15 年度または平成 19 年度から継続してきた地域の調査区画では、生息密度が低下する傾向が見られている。

一方で、大野山周辺地域では、市町村による捕獲が行われているが、生息密度が高い状態が続いている。また、猟区内に位置する玄倉北東においても、生息密度が比較的高いという結果が得られた。高取山の生息密度が高かった理由は、GPS による調査結果から宮ヶ瀬湖を渡って隣接猟区と往復している個体の存在が確認されているため、猟区での狩猟の影響を受けた一時的な移動を反映した可能性も考えられる。白石沢は、平成 19 年度から管理捕獲を開始し、平成 25 年度ごろまで生息密度が減少していた。しかし、平成 27 年度から生息密度が増加に転じており、管理捕獲を継続しつつ動向を注視する必要がある。



図Ⅱ-4-1 平成 15 年度から管理捕獲（自然植生回復・生息環境整備の基盤づくり）を行っている管理ユニットの生息密度



図Ⅱ-4-2 平成 19 年度から管理捕獲（自然植生回復・生息環境整備の基盤づくり）を行っている管理ユニットの生息密度 ※秦野峠を含む「丹沢南麓B」は、平成 21 年度から管理捕獲を実施

表Ⅱ-4-1 区画法による生息密度調査結果

大流域 エリア	管理 ユニット	調査地名	地域 指定	調査 面積 (km ²)	生息密度(頭/km ²)																
					H12 -13	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	
世附川	A	切通峠	生息	1.12	+	-	1.4	-	-	7.1	-	3.6	-	-	-	20.1	-	26.8	17.0	-	
	B	菰釣林道	生息	1.56	-	-	-	2.6	-	-	-	2.6	-	-	-	6.4	-	6.7	-	3.8	
	C	菰釣山	生息	1.33	2.3	-	1.5	-	-	-	4.5	-	0.8	-	-	3.0	-	25.9	9.4	-	
	D	大又沢	生息	1.75	0.6	-	2.9	-	-	-	5.2	-	4.9	-	-	18.0	-	-	6.0	4.3	
	E	浅瀬	生息	1.63	-	-	-	11.7	-	-	-	7.4	-	-	10.1	-	-	11.0	-	5.2	
	F	明神山	生息	1.96	-	-	-	6.4	-	7.1	-	6.4	-	-	6.9	-	-	-	7.1	-	
中川川 上流	A	簗沢	生息	1.76	-	-	-	20.2	23	32.4	27.9	9.7	7.4	11.4	3.4	10.8	4.6	7.1	9.9	6.8	
	B	白石沢	自然	1.17	3.5	4.3	3.9	-	26.4	24.8	16.1	10.7	10.6	5	6.2	14	3.3	9.8	17.1	19.2	
	C	東沢	自然	2.09	21.9	12.5	14.6	12.9	28.7	24.6	14.8	13.4	5	12.4	11	5.7	6.5	10.0	5.3	4.3	
丹沢湖	A	丹沢湖南西岸	被害	1.95	-	-	-	0.5	-	-	-	11.3	-	-	-	-	3.8	-	-	10.8	
	B	丹沢湖	生息	1.78	58.5	69.9	74.7	93	59	95.5	19.6	18	5.3	26.4	16.3	9.3	4.5	16.0	12.1	12.9	
	C	丹沢湖北東岸	生息	2.01	-	-	20.9	-	-	-	47.3	-	67.7	33.1	-	37.8	46.3	29.9	20.6	-	
	D	大野山	被害	1.50	0.7	-	10	-	-	+	-	22	-	27.3	-	9	-	63.7	60.7	54.7	
神ノ川	A	荒井	生息	1.94	-	-	-	+	-	-	+	-	0.5	-	1	-	1.5	-	-	0.5	
	B	青根	生息	1.44	+	-	2.8	-	-	-	1.4	-	+	-	+	-	0.7	-	4.9	-	
	D,E	大室山下	生息	1.45	+	+	4.1	4.5	2.8	-	+	-	1.4	-	+	-	0.7	-	-	4.1	
丹沢中央	A	仲ノ沢	自然	1.36	-	16.2	9.5	11.8	10.3	5.9	13.2	8.8	2.2	8.1	9.9	5.9	-	5.1	-	-	
	B	檜洞丸	自然	1.06	-	-	-	23.1	-	-	27.9	-	1.9	11.8	25	17.9	28.3	7.5	49.1	11.8	
	C,D	鍋割山下	生息	1.94	-	-	-	5.2	-	-	-	13.9	-	22.7	3.4	-	-	4.6	-	-	
	D	丹沢山	自然	2.04	57	39.3	53.5	34.3	49.5	33.6	29.3	60.9	31.1	32.8	16.9	27.6	41.1	29.9	11.0	18.9	
	D	熊木沢	自然	1.14	27.4	17.8	19.3	24.1	13.2	18.9	17.6	18	0	9.2	6.6	5.7	4.8	4.4	23.7	3.7	
丹沢南麓	A	玄倉北東	生息	1.41	-	-	14.9	-	-	-	32	-	35.1	33.8	33.1	19.9	28.8	13.1	-	23.4	
	B	秦野峠	生息	1.77	18.3	39.3	38.5	48.3	34.5	14.9	37.3	19.3	8.8	10.5	20.2	12.7	9.4	21.2	10.2	10.7	
	C	寄	生息	1.29	14	-	14.7	-	-	24	19.4	13.2	11.2	10.5	14	2.7	14.0	10.5	7.4	3.5	
	D,E	三廻部林道	生息	1.87	-	-	19.3	-	-	4.8	25.7	25.4	9.6	29.1	3.2	14.7	7.5	2.7	1.6	3.2	
早戸川	A	焼山	生息	1.56	0.8	-	2.6	-	-	-	-	+	-	-	4.5	-	4.6	-	3.2	-	
	A	黍穀山下	生息	1.32	+	4.6	1.5	+	-	+	-	-	+	-	0.8	-	0.8	-	-	1.5	
	C	早戸川林道	自然	2.69	-	-	-	+	-	0.8	-	3.3	-	4.1	-	4.4	-	-	2.8	-	
中津川	A	高畑山	自然	2.04	-	-	-	+	-	0.5	-	5.1	-	-	7.1	8.3	-	1.5	-	4.7	
	B	堂平	自然	1.20	30	30.5	23.1	20.8	14.2	14.2	9.9	16.5	4.2	5.8	16.5	21.9	5.0	5.8	2.5	7.5	
	C,D	札掛	自然																		
	D	地獄沢	生息	1.92	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	19.8	-	-	5.5	-	-	
	D	水沢	生息	2.14	-	-	-	-	16.4	-	-	-	-	10.5	11	-	7	-	-	-	
	E	唐沢川上流	生息	1.47	-	-	-	19	-	-	8.9	-	6.8	-	3.7	-	7.1	5.1	4.4	3.1	
大山 秦野	A,B	水無川左岸	生息	1.96	-	-	-	2.6	-	-	-	-	1.5	-	17.6	-	19.1	-	7.4	4.1	
	B	菩提	生息	2.16	0.5	-	+	-	-	-	-	-	1.4	-	5.6	-	3.2	-	0.9	0.0	
	C	子易	生息	1.55	5.5	-	+	-	-	-	-	+	-	+	-	4.8	-	-	25.2	-	
	D	名古木	被害	2.24	-	-	-	+	-	-	-	0.4	-	2.7	-	12.9	-	-	17.0	-	
清川	A	日向林道	生息	1.53	-	-	23.3	-	15.6	-	-	14	-	22.3	-	17.2	10.2	2.0	2.0	0.7	
	B	七沢	被害	1.61	8	-	14.6	-	-	-	-	25.5	-	21.1	-	13.7	11.8	22.4	13.7	0.6	
	C	谷太郎林道	被害	1.83	-	-	-	3.8	-	-	6.5	-	13.1	-	14.8	-	15.0	20.5	-	13.4	
	C,D	別所温泉	被害	1.34	26.2	-	3	-	-	-	-	-	6.3	-	23.1	-	19.4	22.0	13.8	-	
	E	法論堂林道	被害	2.01	-	-	-	40	18.9	-	13.1	-	13.7	11.4	-	9.5	-	-	11.4	-	
宮ヶ瀬湖	A	堤川林道	生息	1.27	-	-	-	2.4	-	-	16.9	18.1	-	7.1	-	-	11.0	-	-	6.3	
	B	高取山	生息	1.17	8.7	-	7.7	-	-	35.9	-	17.1	-	7.7	-	14.5	12.8	40.2	16.7	20.9	
	C	南山	生息	2.02	-	-	-	3	-	-	+	-	+	-	6.9	-	-	7.9	4.5	-	
	D	宮ヶ瀬湖西	生息	1.19	+	-	2.5	-	-	5.9	-	10.1	-	0.8	-	2.9	-	-	5.5	2.1	
エリア外	山北町	八丁	被害	1.64	4.3	-	1.8	-	-	-	-	9.8	-	11	-	23.2	-	21.3	18.0	-	
	厚木市	飯山	被害	1.39	-	-	-	-	-	-	-	-	-	17.3	-	1.44	-	-	-	1.8	
	松田町	虫沢	被害	2.15	-	-	-	1.4	-	-	-	12.1	-	-	3.7	-	10.7	-	8.8	-	
	愛川町	仏果山東	被害	2.23	-	-	-	+	-	-	-	-	+	-	-	4.04	-	-	-	2.0	
	藤野町	牧野	定着	2.31	-	-	-	+	-	-	-	-	+	-	-	0	-	1.5	-	-	
	南足柄市	内山	定着	2.27	-	-	-	2.6	-	+	-	-	2.2	-	-	-	5.7	2.6	-	-	
	箱根町	宮城野	定着	1.95	-	-	-	+	-	-	-	-	+	-	-	-	1.5	1.0	-	2.6	

* 自然: 自然植生回復地域、生息: 生息環境管理地域、被害: 被害防除対策地域、定着: 定着防止区域

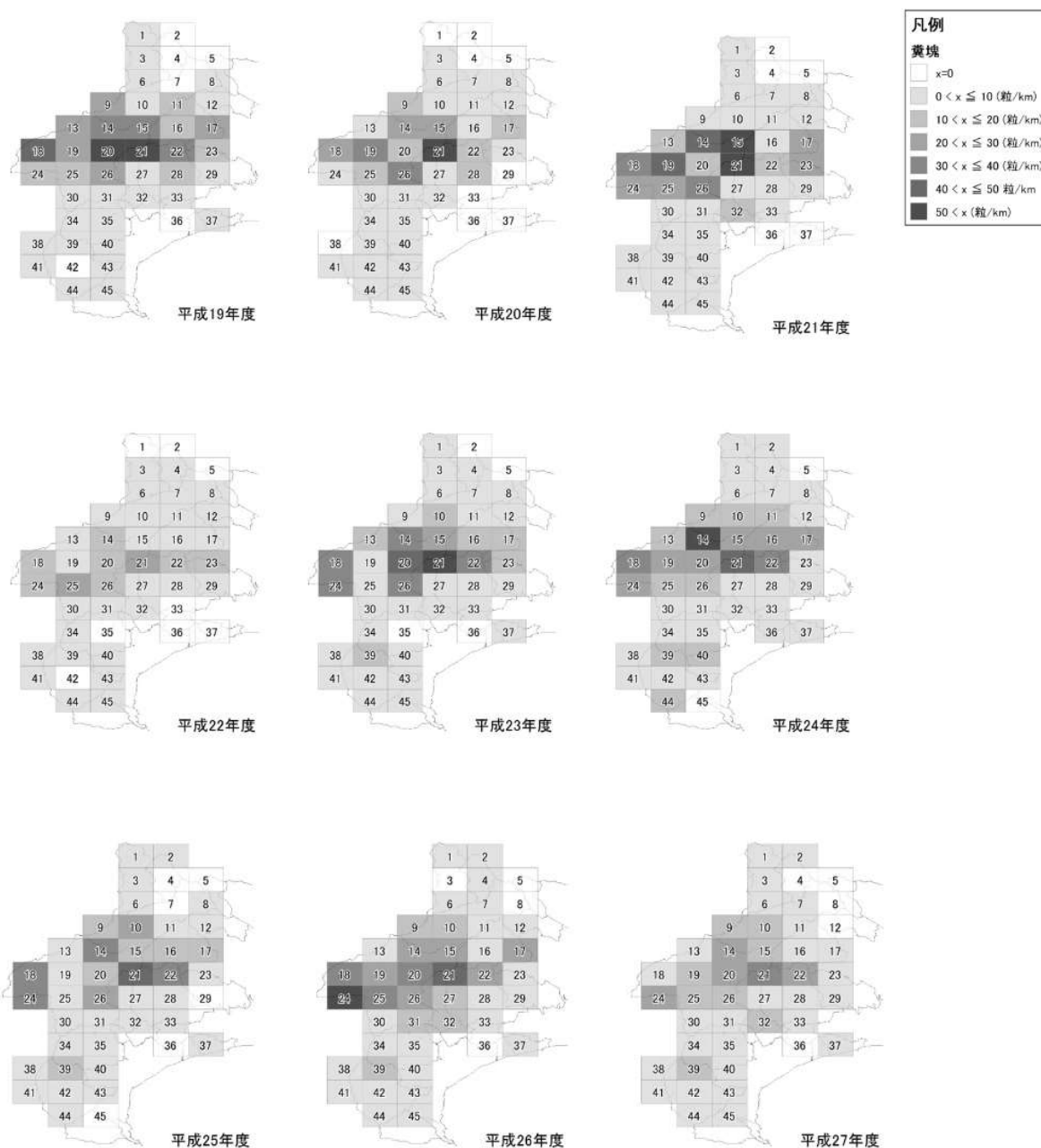
* 生息密度に幅があった場合は、中間値を表示

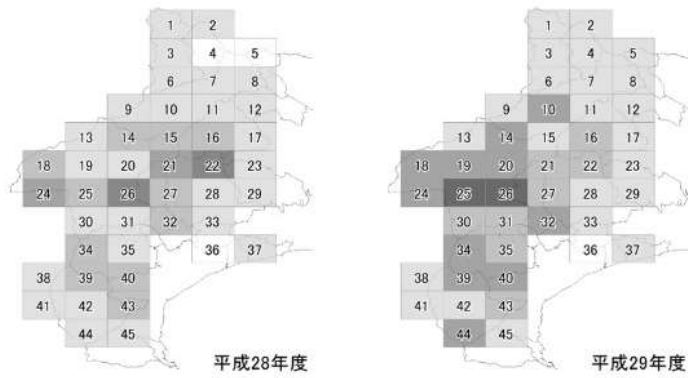
イ 糞塊法による生息動向

シカの広域な分布状況を把握するため、保護管理区域及び定着防止区域において糞塊密度調査を実施した。

平成29年度は、全45メッシュ中44メッシュで10粒以上の糞粒からなる糞塊が確認された(図II-4-3)。

各メッシュ内での糞塊密度ランクは、全体的に増加傾向を示した(増10、減3)。増加傾向を示したメッシュは、丹沢山地の中央から西側、県境部および箱根山地で多かった。これにより、保護管理区域の西側や定着防止区域(南側)の一部においてニホンジカが増加する傾向が読み取れた。一方で、丹沢山地の中央より東側では、糞塊密度のランクが減少または維持されており、保護管理区域の東側では、個体数密度が抑制されていると考えられる。

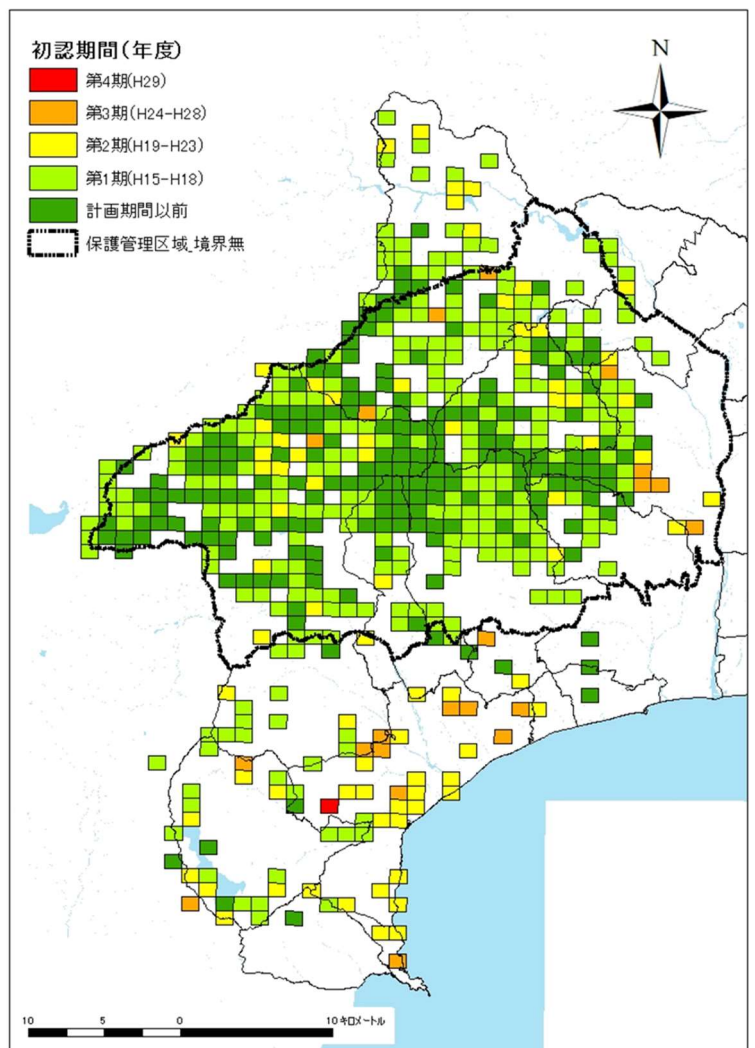




図Ⅱ-4-3 糞塊密度（糞塊数/km）の推移（10粒以上の糞塊）

ウ 目撃情報に基づくシカの分布状況

平成 29 年度の目撃情報を収集し、平成 13 年度からの目撃情報を蓄積したメッシュ図に追加した。平成 29 年度は、新たに目撃情報があったメッシュは、定着防止地域において 1 メッシュであった（図Ⅱ-4-4）。



図Ⅱ-4-4 目撃情報に基づくニホンジカの分布状況

エ 行動域調査

シカの行動や環境の利用などを明らかにするため、シカにGPS首輪を装着し、その行動追跡を行った。平成29年度は、4個体に新規にGPS首輪を装着した。また、平成27年度及び平成28年度にGPS首輪を装着した個体を対象に行動域調査を行った。

行動パターンは、長期の滞在を伴う移動がなく1つの地域にとどまり続ける個体が、1501、1502、1503、1601、1602の5個体であった。季節に関係なく大きく移動し、一定期間、移動先に滞在し、その後、元の場所に戻る個体が1505、1506の2個体であった。

表II-4-2 追跡個体の移動パターン

個体番号	性別	捕獲地域	追跡日数
1501	メス	三廻部	729
1502	メス	三廻部	92
1503	メス	三廻部	444
1505	メス	丹沢山	336
1506	オス	宮ヶ瀬湖	329
1601	メス	東丹沢林道	361
1602	メス	東丹沢林道	398

オ 巻狩り（組猟）による管理捕獲の捕獲効率・目撃効率

シカの個体群の動向と管理捕獲等の対策効果を推察するための指標の一つとして、平成19年度から巻狩り（組猟）による管理捕獲の捕獲効率を算出している。平成22年度からは、管理捕獲時に目撃した個体数を、重複を除いて集計した目撃効率も算出している。

年度による増減はあるが、捕獲効率及び目撃効率とも横ばいからやや減少の傾向を示している（表II-4-3）。

表II-4-3 巻狩り（組猟）による管理捕獲の捕獲効率・目撃効率の推移（単位：頭／人・日）

	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
捕獲数	357	330	385	279	211	307	340	292	301	228	199
目撃頭数				727	670	735	989	1,042	994	1,007	733
参加人数	1,195	1,195	1,121	1,110	1,174	1,468	1,495	1,826	1,908	1,782	1,510
捕獲効率 (捕獲数/参加人数)	0.30	0.28	0.34	0.25	0.18	0.21	0.23	0.16	0.16	0.13	0.13
目撃効率 (目撃頭数/参加人数)				0.65	0.57	0.50	0.66	0.57	0.52	0.57	0.49

カ 個体群の質

(ア) サンプル収集状況

管理捕獲（自然植生回復・生息環境整備の基盤づくり）で捕獲した個体について、外部計測と体重測定を行うとともに、第1切歯を採取して年齢を査定し、年齢・性別毎の個体分析を実施した。また、1月から3月に捕獲された個体については、腎脂肪率の査定、骨髄内脂肪色確認、妊娠状況の確認を行った。管理捕獲（被害軽減）及び狩猟で捕獲した個体についても、外部計測と体重測定、第1切歯の採取を捕獲従事者および狩猟者へ協力を求め、データとサンプルを収集した（表Ⅱ-4-4）。

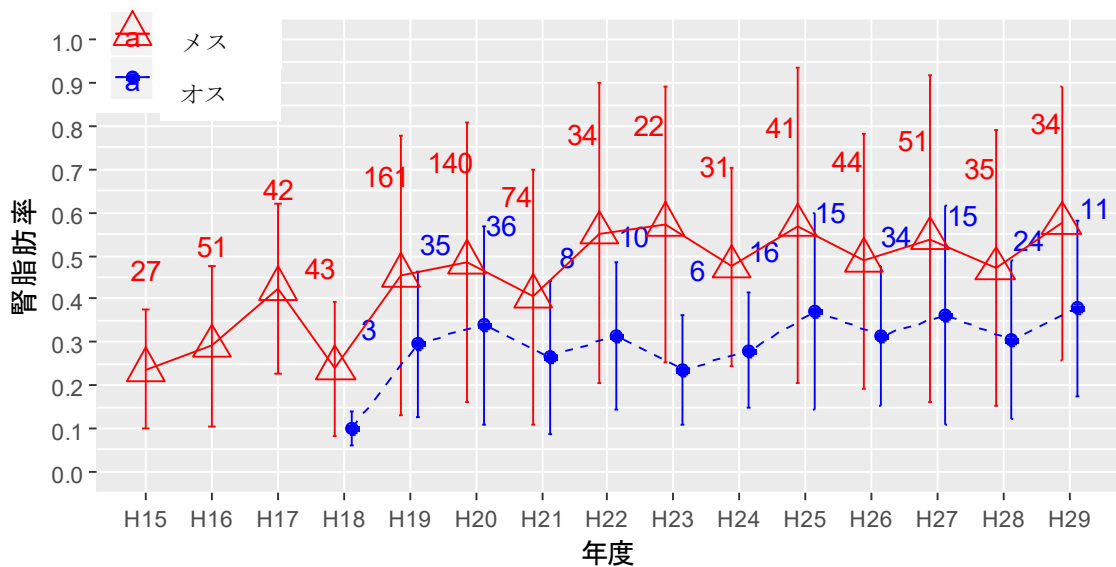
第1次計画を開始した平成15年度と比較すると、栄養状態、妊娠状態のいずれも改善の傾向が見られており、生息環境が改善されつつある可能性が示唆されている。

3歳以上の個体の腎脂肪率は、平成15年度から平成22年度ごろにかけて増加傾向を示し、平成29年度まで高い値で安定している。（図Ⅱ-4-5）。

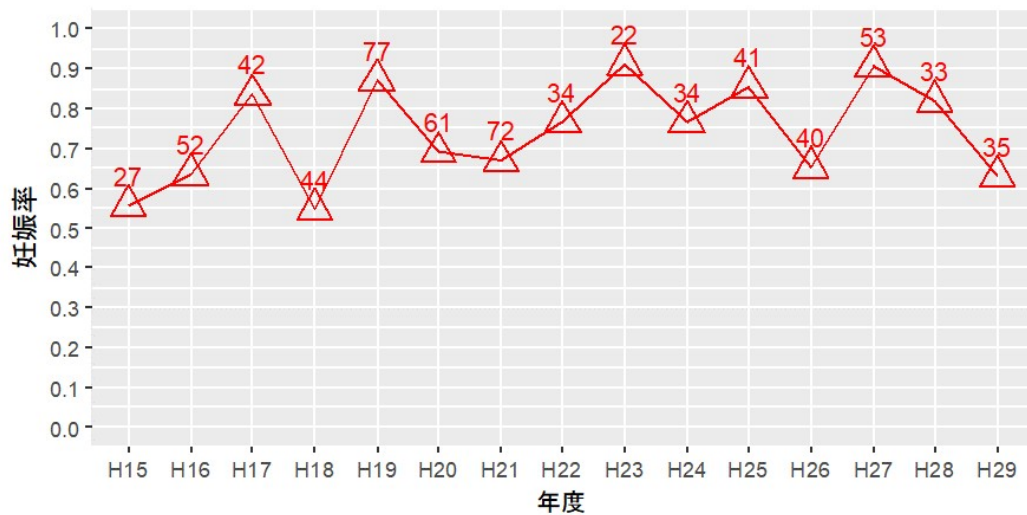
3歳以上のメス個体の妊娠率は、調査を開始した平成15年度以降、年によって50～90%の間で変動している。平成29年度における妊娠率は、62.9%であった（図Ⅱ-4-6）。

表Ⅱ-4-4 平成29年度のニホンジカ捕獲個体のサンプル収集状況 単位：個

捕獲区分	部位	県央	湘南	県西	計
管理捕獲 (自然植生・生 息環境)	切 歯	50	56	170	276
	腎 臓	3	20	54	77
管理捕獲 (被害軽減)	切 歯	8	52	0	60
狩 猟	切 歯	5	17	0	22
計	切 歯	63	125	170	358
	腎 臓	3	20	54	77



図Ⅱ-4-5 管理捕獲(植生回復・生息環境)の捕獲個体(3歳以上)の腎脂肪率の推移



図Ⅱ-4-6 管理捕獲(植生回復・生息環境)の捕獲個体(3歳以上メス)の妊娠率

(2) 生息環境調査

第3次計画までのシカ植生定点調査、シカ森林一体的管理植生定点調査、水源林植生定点調査の調査地の重複や林相、柵の有無、継続の必要性などを考慮し、モニタリング地点の統合と整理をはかり、第4次計画からは、「シカ植生定点調査」(広葉樹林)は71地点、「水源林植生定点調査」(スギ、ヒノキ人工林主体)は23地点として、他の地点では必要な際に調査することとした。

ア 植生定点調査

第3次計画までは、56地点の植生保護柵の内外において林床植生のモニタリング調査を約5年おきに実施してきた。第4次計画からは、水源林等他事業の調査のうち、広葉樹林で柵のある調査地の15地点を本調査で行うこととした(計71地点)。平成29年度は14地点で追跡調査するとともに、定着防止区域の1地点に新たに柵を設置し、調査した。

全体の傾向として、植被率や稚樹高、ササ稈高の植生指標は柵内で高かった。センサーカメラの調査では、定着防止区域の1地点を除きシカが優占種であった。

柵の外側の植被率について、前回（5年前）の結果と比較すると、2箇所では植被率が10%以上増加し、3箇所では10%以上低下した。

また、柵の外側の更新木（将来、樹冠を構成する高木性の樹種）の平均樹高について、前回（5年前）の結果と比較すると、12箇所では増加の傾向が見られた。

表Ⅱ-4-5 平成29年度植生定点データの集計結果概要

No.	管理ユニット	調査地名	標高(m)	柵	林床植生型	植被率(%)	植被率変化量(%)	更新木樹高(cm)	更新木樹高	ササ稈高(cm)	不嗜好性(%)	採食耐性種(%)	シカ撮影頻度	
									増加率(%)				回	比率(%)
1	中川川上流B	シヨチクボ沢	1,115	内	短茎草本	77.5	27.5	74.8	82.9	36.0	0.0	1.1		
				外		0.6	-1.1	8.6	48.3	無	0.1	0.1	1105	97
2	丹沢湖D	湯本平(柵破損)	360	内	短茎草本	0.8	-13.4	33.1	-11.0	無	0.1	0.0		
				外		0.3	-1.6	9.2	3.4	無	0.1	0.0	697	85
3	神ノ川B	黍穀山	1,200	内	スズタケ	90.8	-3.2	118.6	40.5	50.8	1.7	0.1		
				外		6.5	-29.5	14.6	21.7	5.0	1.7	0.6	228	70
4	神ノ川D	大室山1(柵破損)	1,580	内	高茎草本	66.5	11.5	56.4	84.3	無	0.1	6.5		
				外		47.5	15.0	14.9	27.4	無	2.8	3.0	114	61
5	丹沢中央B	テシロの頭	1,440	内	スズタケ	51.0	-32.5	101.4	117.1	11.7	0.1	0.1		
				外		46.5	11.5	8.5	14.9	6.0	20.5	11.7	442	84
6	丹沢中央D	小丸	1,340	内	高茎草本	80.0	-3.5	153.6	26.0	無	17.3	0.2		
				外		57.5	1.0	20.7	195.7	無	0.6	70.4	257	79
7	丹沢南麓A	日影山	730	内	スズタケ	44.0	-45.5	75.9	21.4	198.6	0.0	0.7		
				外		2.9	-13.1	9.1	21.3	13.0	1.2	0.1	129	69
8	丹沢南麓D	鍋割山	1,035	内	ミヤマクマザサ	80.0	-17.7	59.9	24.3	27.6	1.7	39.3		
				外		45.0	-50.5	8.6	43.3	12.3	12.7	37.9	129	65
9	早戸川D	棚沢ノ頭	1,570	内	高茎草本	82.0	-15.0	134.4	22.1	62.5	3.5	7.4		
				外		94.0	2.9	18.1	60.2	42.7	13.5	72.0	224	95
10	中津川DE	大山北尾根2	1,150	内	短茎草本	89.0	7.0	42.1	88.8	5.0	9.9	49.0		
				外		40.5	-1.5	11.6	33.3	10.0	0.6	39.0	216	67
11	清川A	日向(柵破損)	650	内	短茎草本	2.2	-1.8	7.8	30.0	無	0.6	0.0		
				外		0.6	-0.7	6.4	28.0	無	0.0	0.0	118	75
12	清川A	辺室沢日向	500	内	短茎草本	76.0	36.5	49.5	46.9	無	0.0	23.5		
				外		1.4	0.2	6.1	-51.2	無	0.0	1.8	403	70
13	清川E	寒沢	470	内	短茎草本	61.0	6.0	33.7	-33.0	無	2.3	12.9		
				外		2.4	-4.6	39.9	157.4	無	2.9	0.1	110	64
14	宮ヶ瀬湖C	ハタチガ沢	450	内	短茎草本	48.5	-9.5	20.6	5.6	無	0.0	11.1		
				外		1.5	-0.6	9.5	-34.0	無	0.0	1.8	136	55
15	定着防止区域	牧野	335	内	アズマネザサ	1.9		25.7		74.9	0.0	0.0		
				外		7.2		42.6		83.8	0.0	0.0	0	0

注1) No.10,13,14 はH29から本調査で実施(それまでは水源林植生定点、シカと森林の一体的管理のモニタリングで実施)

注2) No.15 はH29に新規設置、調査

注3) シカ撮影数は、平成29年8月～10月までの3ヶ月間においてセンサーカメラ2台にシカが撮影された枚数。シカの個体数を考慮していない。なお、No.15のみH29年12月～30年2月までの3ヶ月間の調査。

注4) 自然環境保全センター研究連携課未発表資料

イ 水源林植生定点調査

第3次計画までは、針葉樹人工林と広葉樹林の計50地点で林床植生のモニタリング調査を約5年おきに実施してきた。第4次計画からは、林相が針葉樹人工林であり、かつ目標林型が針広混交林の21地点を対象として、林床植生に加えて林分構造を調査することで、目標林型への誘導状況を把握することとした。

平成29年度は、7地点で調査した。スギ・ヒノキ上層木の立木本数は、少ない地点で384本/ha、多い地点で892本/haであった。広葉樹は、地点により生育しているところもあれば、全くないところもあった。直径5cm以下は、アブラチャンなどの低木種がほとんどで、高木種は少なかった。

草本層（林床植生）の植被率は、1地点で7.5%であったものの、他の6地点では20%以上、低木層植被率と合算すると45～75%あった

表II-4-6 林床植被率

場所	契約地No.	植生 保護柵 内・外	低木層(1.5m～)		草本層(0～1.5m)	
			平均 植被率(%)	標準偏差	平均 植被率(%)	標準偏差
津久井町中鉢	H18-協-48	外	20.7	17.5	24.0	17.4
相模湖町打谷戸	H17-協-60	外	20.0	7.1	35.5	18.4
相模湖町宝澤	H18-協-64	外	28.3	20.3	31.8	17.6
伊勢原市梅ノ木	H18-協-06	内	25.0	7.1	56.0	19.6
		外	-	-	48.5	18.7
伊勢原市奥前内寺	H17-協-05	内	51.3	18.3	43.0	6.4
		外	18.3	4.7	56.0	15.0
山北町玄倉竹本	H16-協-15	内	-	-	16.0	7.0
		外	-	-	7.5	2.5
山北町笹ケ尾	H16-協-24	外	-	-	75.0	8.1

注) 自然環境保全センター研究連携課未発表資料

(3) 農林業被害状況調査

表Ⅱ-4-7 シカによる農業被害状況の推移

		H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
保護管理 区域	被害面積 (ha)	26.52	46.45	14.95	18.38	22.87	17.24	20.59	17.46	18.15
	被害量(t)	74.46	129.23	113.07	115.81	92.02	85.81	98.95	66.92	106.62
	被害金額(千 円)	10,631	16,956	18,337	24,668	22,256	21,528	25,575	17,768	36,350
定着防止 区域	被害面積 (ha)	0.59	1.38	1.41	0.68	0.46	1.12	1.1	2	1.84
	被害量(t)	3.11	10.36	12.46	2.47	0.56	4.76	5.06	6.52	5.04
	被害金額(千 円)	647	1,186	1,176	439	99	1,064	762	1,448	974
合計	被害面積 (ha)	27.1	47.82	16.36	19.06	23.32	18.36	21.19	19.08	19.99
	被害量(t)	77.57	139.59	125.53	118.28	92.58	90.57	104.01	72.99	111.67
	被害金額(千 円)	11,277	18,141	19,513	25,107	22,355	22,592	26,336	19,143	37,324

※造林木の樹皮剥ぎや枝葉の採食は県内の各地で見られているが、被害時期の把握、被害額算定が難しいため、被害としては報告は1件のみ。なお、特に近年では、小田原市久野等の定着防止区域において幼齢造林地での樹皮剥ぎや枝葉の採食等が確認されている。

※定着防止区域：H19～H23は旧監視区域、H24～H28は分布拡大防止区域

表Ⅱ-4-8 シカによる自家用農作物の被害面積の推移（単位：ha）

	H24	H25	H26	H27	H28	H29
厚木市	4.09	0.60	0.21	0.22	0.52	0.11
愛川町	0.00	0.00	0.13	0.01	0.03	-
清川村	0.11	-	0.03	-	0.01	0.10
秦野市	0.91	0.25	0.12	-	0.20	-
伊勢原市	0.11	0.36	0.28	0.20	0.66	0.06
松田町	0.00	-	-	-	-	-
山北町	0.00	-	-	-	-	-
相模原市	0.03	0.10	0.03	0.06	0.11	0.06
合計	5.25	1.31	0.80	0.49	1.53	0.33

※自家用農作物の被害とは、家庭菜園など出荷を目的とせず、自ら消費する作物の被害をいう。

Ⅲ 平成30年度実施計画

第4次神奈川県ニホンジカ管理計画（平成29年3月策定）に基づき、平成30年度のニホンジカ管理事業実施計画（以下「実施計画」という）を次のとおり定める。

1 個体数調整

（1）個体数調整の方針

ア 全体の方針

第3次計画に基づく取組により、保護管理区域においては、シカ個体数が減少傾向を示し、一部で植生回復が見られるようになった一方で、依然として丹沢山地全体での植生回復には至っておらず、農林業被害も継続している。

また、分布拡大防止区域では、箱根山地等において、今後の森林への影響が懸念される状況となっている。

このため、第4次計画では、県及び市町村が行う管理捕獲及び狩猟を通じて、丹沢山地全体での植生回復に向けてシカの生息や植生の状況に応じた個体数調整を進めるとともに、分布拡大防止区域を「定着防止区域」とし、農林業被害を軽減するため、農地周辺でのシカの定着を防止する対策に加え、森林の植生への影響を未然に防止するため、箱根山地等でのシカの増加の防止に取り組む。

イ 区域・エリアごとの個体数調整（管理捕獲）の方針

（ア）自然植生回復エリア及び生息環境管理エリア（保護管理区域）

シカの生息密度を低減するため、シカの高密度状態が継続することにより、自然植生が劣化している場所を中心に管理捕獲を実施する。

これまで捕獲難度が高く、捕獲が進まなかった高標高山稜部等では、地形等に応じ、ワイルドライフレンジャーによる忍び猟等による捕獲を重点的に実施する。

シカの高密度化により林床植生の回復が阻害されている整備地や阻害される恐れのある整備地においては、シカの生息状況や林床植生の状況等のモニタリングを行いながら、計画的に管理捕獲を実施する。

自然植生回復エリア、生息環境管理エリア（自然林）、生息環境管理エリア（森林整備地）のシカが生息する状況の目安は、それぞれ、0～5頭/km²、5頭/km²、8頭/km²程度とする。

（イ）被害防除対策エリア（保護管理区域）

農林業被害の状況に応じて、市町村等が農地や集落の周辺に定着したシカの解消と農林業被害の軽減を目指して管理捕獲を実施する。また、銃器の使用が困難な農地周辺等においてわなを使用した捕獲を推進するとともに、農家等が自らわな捕獲に取り組めるよう、農業従事者の狩猟免許取得や、免許取得者が地域の捕獲の担い手へ定着することを促進する。

(ウ) 定着防止区域

箱根山地の山稜部では、県内のシカの主な生息地である丹沢山地に比べ生息密度は低い状態であるが、局所的にシカが定着している森林が確認されており、今後の生息数増加により林床植生が衰退する懸念があることから、必要に応じ県が管理捕獲を実施する。

(2) 個体数調整の計画

ア 個体数調整の計画の概要

個体数調整は、県及び市町村等による管理捕獲と狩猟により実施する。

保護管理区域の管理捕獲については、市町村等による管理捕獲は、引き続き前年度とほぼ同じレベルの捕獲を進めていくこととする。民間事業者等への委託による県の管理捕獲については、複数年の捕獲の傾向を踏まえ、計画数を見直した。

定着防止区域では、近年、市町村等による管理捕獲の捕獲数が上昇傾向にあることを踏まえ、県西地域の市町を中心に管理捕獲の計画数は、前年度の実績も考慮して、前年度計画より高いレベルに設定した。

狩猟における捕獲頭数については、直近5年間の平均値及び各猟区における計画頭数より算出した。

表Ⅲ-1-1 個体数調整の概要

(単位：頭)

個体数調整手法				H30 計画	H29		H28		H27		H26		H25		
					実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	
管理捕獲	保護管理区域	自然植生回復・ 生息環境整備の 基盤づくり (実施主体:県)	民間事業者等委託	230	190	340	221	345	301	375	336	444	340	457	
			ワイルドライフレ ンジャー	250	294	220	300	180	300	140	188	140	177	100	
		計(a)			480	484	560	521	525	601	515	524	584	517	557
		被害軽減(b) (実施主体:市町村)			1,740	1,348	1,714	1,392	1,510	831	1,340	798	1,220	888	1,220
		有害捕獲(c)			-	20	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	計(a+b+c)			2,220	1,852	2,274	1,913	2,035	1,432	1,755	1,322	1,804	1,405	1,777	
	定着防止区域	定着防止(実 施主体:県)	民間事業者等委託	20	9	10	7	5	-	-	-	-	-	-	-
			ワイルドライフレ ンジャー	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		計(d)			-	10	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		定着防止(e) (実施主体:市町村)			310	237	300	155	265	111	255	110	144	74	120
有害捕獲(f)			-	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
計(d+e+f)			330	247	310	162	270	111	255	110	144	74	120		
管理捕獲計(a+b+c+d+e+f)				2,550	2,099	2,584	2,075	2,305	1,543	2,010	1,432	1,948	1,479	1,897	
狩猟(g)				690	681	717	776	732	754	715	711	715	570	776	
県実施合計(a保護管理区域+c定着防止区域) ()内:民間事業者等委託				500 (250)	494 (199)	570 (350)	-	-	-	-	-	-	-	-	
合計(a+b+c+d+e+f+g)				3,240	2,780	3,301	2,851	3,037	2,297	2,725	2,143	2,663	2,049	2,673	

※有害捕獲は実績数

イ 各市町村ごとの個体数調整の計画

表Ⅲ-1-2 保護管理区域における個体数調整の計画 (単位：頭)

地域等区分	市町村名	自然植生回復・生息環境整備の基盤づくり (実施主体:県)				被害軽減 (実施主体:市町村等)		狩 猟 (実施主体:狩猟者)		合 計	
		H30 計画	(参考) H29 計画	H30 計画	(参考) H29 計画	H30 計画	(参考) H29 計画	H30 計画	(参考) H29 計画		
		県央地域	46	54	520	500	80	71	646	625	
	相模原市	0	0	180	160	28	20	208	180		
	厚木市	15	11	150	150	-	-	165	161		
	愛川町	0	0	70	70	-	-	70	70		
	清川村	31	43	120	120	52	51	203	214		
湘南地域	51	94	300	300	-	-	351	394			
	秦野市	40	71	200	200	-	-	240	271		
	伊勢原市	11	23	100	100	-	-	111	123		
県西地域	133	192	920	914	22	26	1,075	1,132			
	松田町	28	32	170	164	-	-	198	196		
	山北町	105	160	750	750	22	26	877	936		
	小計	230	340	1,740	1,714	102	97	2,072	2,151		
猟区以外の可猟域	-	-	-	-	519	584	519	584			
WLR捕獲	250	220	-	-	-	-	250	220			
計	480	560	1,740	1,714	621	681	2,841	2,955			
備考	※WLR:ワイルドライフレンジャー										

表Ⅲ-1-3 定着防止区域における個体数調整の計画 (単位：頭)

地域等区分	市町村名	定着防止 (実施主体:県)		定着防止 (実施主体:市町村等)		狩 猟 (実施主体:狩猟者)		合 計		
		H30 計画	(参考) H29 計画	H30 計画	(参考) H29 計画	H30 計画	(参考) H29 計画	H30 計画	(参考) H29 計画	
		県央地域	-	-	100	80	-	-	100	80
	相模原市緑区(藤野、相模湖、城山地区)	-	-	100	80	-	-	100	80	
湘南地域	-	-	-	-	-	-	-	-		
	平塚市	-	-	(情報入り次第捕獲)	-	-	-	-		
	大磯町	-	-	(情報入り次第捕獲)	-	-	-	-		
	二宮町	-	-	(情報入り次第捕獲)	-	-	-	-		
県西地域	20	10	210	220	-	-	230	230		
	小田原市	-	-	60	60	-	-	60	60	
	南足柄市	10	5	50	60	-	-	60	65	
	中井町	-	-	(情報入り次第捕獲)	-	-	-	0	0	
	大井町	-	-	50	50	-	-	50	50	
	開成町	-	-	(情報入り次第捕獲)	-	-	-	0	0	
	箱根町	10	5	50	50	-	-	60	55	
	真鶴町	-	-	(情報入り次第捕獲)	-	-	-	0	0	
	湯河原町	-	-	(情報入り次第捕獲)	-	-	-	0	0	
可猟域(狩猟)	-	-	-	-	69	36	69	36		
計	20	10	310	300	69	36	399	346		
備考	※WLR捕獲の計画は、実績値とする。									

(3) 管理捕獲

ア [自然植生回復・生息環境整備の基盤づくり]を目的とした管理捕獲

丹沢山地の中高標高域において民間事業者等（過年度は主に県猟友会）への委託とワイルドライフレンジャーによる捕獲によって、自然植生回復と生息環境整備の基盤づくりを目的とする管理捕獲を引き続き実施する。

実施にあたっては、生息密度が高い管理ユニット、捕獲や目撃が多い管理ユニット、これまで捕獲が実施されていない箇所等に重点を置くとともに、目撃効率や捕獲数が落ちてきた管理ユニットについても捕獲圧を維持しながら経過観察し、必要な捕獲を実施する。なお、山岳地における捕獲計画数については、その年の気象条件やシカ生息状況に左右されることから複数年の捕獲トレンド（傾向）に基づいて検討を行っている。

(ア) 民間事業者等への委託による管理捕獲

中高標高域のシカ生息密度が高い地域、自然植生の劣化が進んだ地域及び水源林整備地の周辺部等を中心に 24 の管理ユニットで、県が捕獲業務を民間事業者等に委託して、猟犬を用いた巻狩り（組猟）による管理捕獲を実施する（図Ⅲ-1-1、表Ⅲ-1-4）。

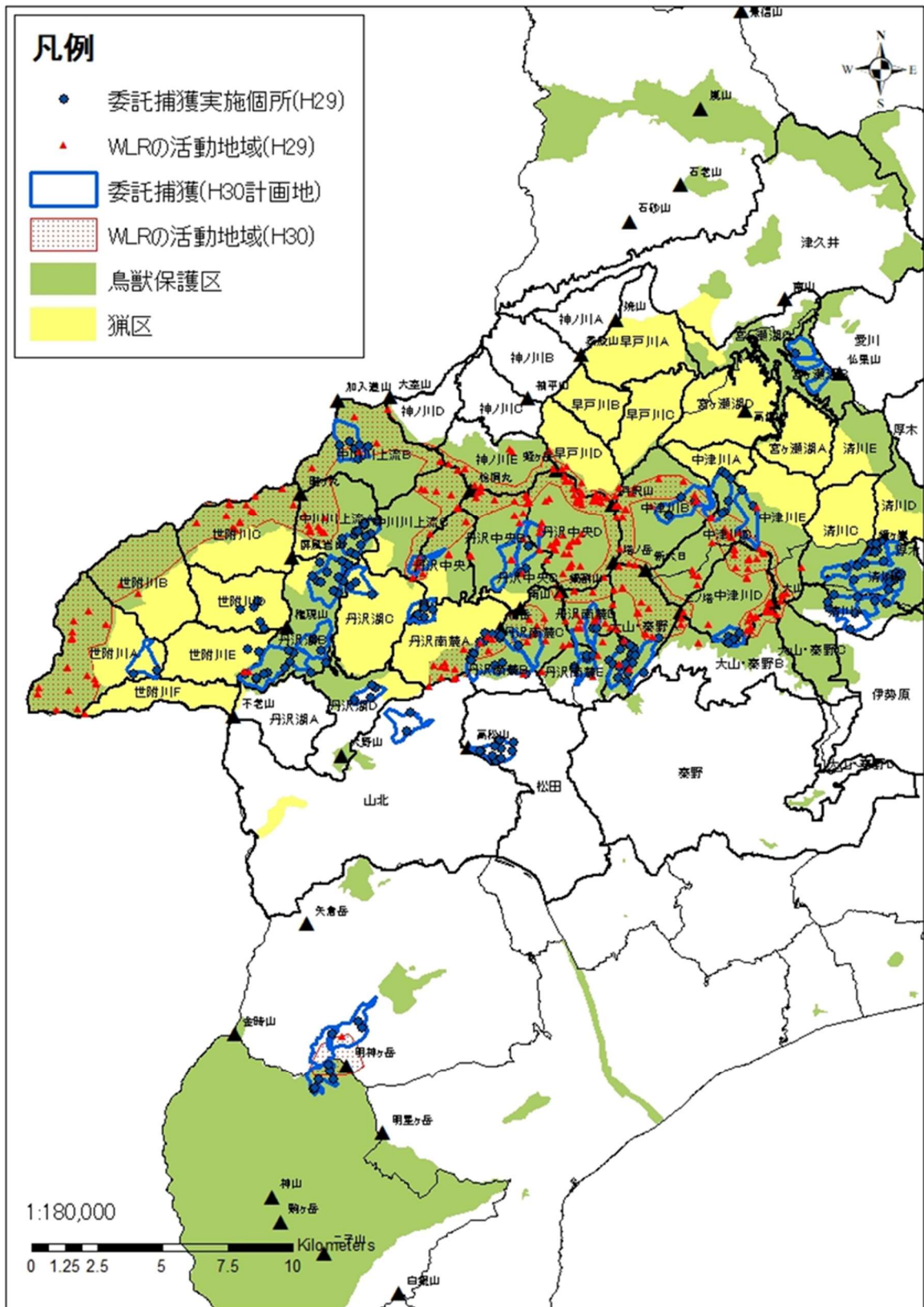
a 民間事業者等への委託の捕獲トレンド

シカの全体生息数の減少とともに目撃数や群れの頭数が減少してきており、民間事業者等への委託による捕獲数は、平成 28 年度に平成 27 年度の 301 頭から初めて大きく減少し、228 頭となり、平成 29 年度も 190 頭と減少してきている。また、特に低中標高域の林道からアクセスしやすい捕獲地（タツ）では、捕獲数の減少が生じている。時期も 5 月及び 9～11 月は、群れの目視が少なく、捕獲数は、シカが群れ化する 12～2 月にならないと上がらない傾向が出てきている。

b 平成30年度の民間事業者等への委託の捕獲計画

これまでの複数年の捕獲トレンドを勘案し、捕獲地及び捕獲回数を生息状況に即した内容にするため全体配分を見直し、平成 30 年度の捕獲計画数は、230 頭（H29 計画 340 頭、実績 190 頭）とする。

前期捕獲では、過去実績とともに前年度の冬季にまとまった目撃や捕獲があった箇所を捕獲実施地とした。また、後期捕獲では、降雪の状況にもよるが、冬季にまとまった捕獲実績がある箇所での複数回の捕獲を実施する。



図Ⅲ-1-1 平成 30 年度管理捕獲(自然植生回復・生息環境整備の基盤づくり)の実施計画地

表Ⅲ-1-4 平成30年度民間事業者等への委託による管理捕獲実施計画

大流域名	管理ユニット	地域区分	捕獲実施場所		生息密度		H30 計画 (頭)
			市町村	場所	現状 (頭/km ²)	目標 (頭/km ²)	
世附川	世附川A	生息環境管理	山北町世附	土沢周辺	17.0	8	10
中川川 上流	中川川上流A	生息環境管理	山北町中川	大滝沢～箒沢・西 沢右岸	6.8	8	35
	中川川上流B	自然植生回復	山北町中川	白石沢周辺	19.2	0-5	
丹沢湖	丹沢湖B	生息環境管理	山北町中川、世附	丹沢湖北西部	19.2	8	50
	丹沢湖C	生息環境管理	山北町玄倉	大杉山東面	20.6	8	
	丹沢湖D	被害防除対策	山北町玄倉	丹沢湖南東部	54.7	—	
丹沢中央	丹沢中央A	自然植生回復	山北町玄倉	仲の沢周辺	5.1	0-5	5
丹沢南麓	丹沢南麓B	生息環境管理	松田町寄	秦野峠以東	10.7	8	25
	丹沢南麓C	生息環境管理	松田町寄	寄沢周辺	3.5	8	
	丹沢南麓D	生息環境管理	秦野市堀山下、三 廻部	勘七沢・ミヌヒ沢周 辺	3.2	8	
	丹沢南麓E	生息環境管理	秦野市堀山下	四十八瀬川周辺	3.2	8	
中津川	中津川B	自然植生回復	清川村宮ヶ瀬	堂平・塩水、本谷 林道周辺	7.5	0-5	25
	中津川C	自然植生回復	清川村煤ヶ谷	境沢・大洞沢 唐沢林道周辺	—	0-5	
	中津川D	生息環境管理	秦野市寺山	地獄沢周辺	5.5~7.0	8	
大山・ 秦野	大山・秦野A	生息環境管理	秦野市堀山下	大倉尾根周辺	4.1	8	25
	大山・秦野B	生息環境管理	秦野市菩提、寺山	岳ノ台周辺	0.0~4.1	8	
清川	清川A	生息環境管理	伊勢原市日向	大山東面	0.7	8	30
	清川B	被害防除対策	厚木市七沢	二の足林道周辺	0.6	—	
	清川C	被害防除対策	清川村煤ヶ谷	谷太郎林道周辺	13.4	—	
宮ヶ瀬湖	宮ヶ瀬湖B	生息環境管理	清川村宮ヶ瀬	宮ヶ瀬湖東部	20.9	8	10
松田町	松田町	被害防除対策	松田町寄	シダゴ山・高松 山	8.8	—	10
山北町	山北町	被害防除対策	山北町皆瀬川	八丁神縄林道周辺	18.0	—	5
箱根町	箱根町	定着防止	箱根町宮城野	宮城野林道	2.6	—	10
南足柄市	南足柄	定着防止	南足柄市矢倉沢	明神ヶ岳稜線金時 山寄り	2.6	—	10
合計							250

注) 定着防止区域（箱根町、南足柄市）の計画（20頭）も含む。

(イ) ワイルドライフレンジャーによる管理捕獲

野生動物保護管理や狩猟について専門的な知識・能力・技術を有する6名のワイルドライフレンジャーが、アプローチの遠さや地形の急峻さなどの条件から猟犬を用いた巻狩り（組猟）による管理捕獲が行えない丹沢山地中央部の高標高域に広がる捕獲困難地や捕獲未実施地等を中心に、24の管理ユニットで、現地条件やシカの生息状況、季節に適した捕獲手法を検討し、実施する（表Ⅲ-1-5）。

捕獲計画数は、平成27年度と平成28年度の300頭、平成29年度の294頭と捕獲が継続できていることと、山岳域での捕獲がその年の天候に大きく左右されることから250頭とする。

表Ⅲ-1-5 平成30年度ワイルドライフレンジャーによる管理捕獲実施計画

管理ユニット	主な捕獲実施地	主な猟法
世附川A	切通峠、山伏峠、大棚ノ頭、一ノ沢～四ノ沢、大棚沢	忍び猟、流し猟
世附川B	菰釣山、大棚ノ頭、金山沢	忍び猟
世附川C	菰釣山、大梅、大界木山、上ヶ尾山、モロクボ沢ノ頭	忍び猟
中川川上流A	畦ヶ丸、大滝峠、善六ノタワ、権現山、鬼石沢	忍び猟、流し猟
中川川上流B	シャガクチ丸、加入道山、大室山、大杉丸、白石沢	忍び猟、流し猟
中川川上流C	熊笹ノ峰、小笄、石棚山、板小屋沢ノ頭、東沢	忍び猟、流し猟
丹沢中央A	同角ノ頭、石棚山	忍び猟
丹沢中央B	檜洞丸、同角ノ頭、臼ヶ岳、経角沢、ユーンシシ沢	忍び猟（遠距離射撃）
丹沢中央D	蛭ヶ岳、丹沢山、不動ノ峰、塔ノ岳、熊木沢、箒杉沢	忍び猟（遠距離射撃）、追い出し猟
大山秦野A	塔ノ岳、金冷シ、花立、木の又大日、政次郎尾根	忍び猟
大山秦野B	三ノ塔、菩提峠、イタツミ尾根	忍び猟
大山秦野C	大山	忍び猟
神ノ川D	大室山	忍び猟
神ノ川E	檜洞丸、熊笹ノ峰、ヤタ尾根、大笄、神ノ川乗越	忍び猟
丹沢南麓A	ブツツェ平、秦野峠、秦野峠林道	忍び猟、流し猟
丹沢南麓B	檜岳、伊勢沢ノ頭、秦野峠林道	忍び猟、流し猟
丹沢南麓C	檜岳、雨山、鍋割峠、後沢乗越	忍び猟
丹沢南麓D	鍋割山、マルガヤ、小丸尾根、大倉尾根	忍び猟
丹沢南麓E	櫛山、稲郷、三廻部林道、上秦野林道	忍び猟、少人数猟犬巻狩り、流し猟
早戸川D	蛭ヶ岳、地蔵平	忍び猟
中津川B	新大日、木ノ又大日、塔ノ岳、竜ヶ馬場、キュウハ沢	忍び猟
中津川C	行者ヶ岳、鳥尾山、タライゴヤ沢、長尾根、大洞	忍び猟、流し猟
中津川D	二ノ塔、三ノ頭、大山、地獄沢	忍び猟、流し猟
中津川E	大山、ミズヒノ頭、一ノ沢峠、唐沢林道	忍び猟、流し猟
箱根	宮城野林道	忍び猟
南足柄	桧山林道	忍び猟
捕獲計画数:250頭		

注) 捕獲を実施する管理ユニットは、関係機関等との調整により変更の可能性あり。

注) 定着防止区域（箱根町、南足柄市）の計画は実績値とし、計画数に含めない。

(ウ) [自然植生回復・生息環境整備の基盤づくり]を目的とした管理捕獲で実施する取組

a 安全対策の徹底

平成25年度に委託による管理捕獲において従事者の滑落死亡事故が発生したことを踏まえ、引き続き、管理捕獲実施ごとに、実施前にその箇所での危険箇所、注意事項等を説明し、安全について注意喚起を促すとともに安全対策を徹底する。

b 捕獲困難地での捕獲

年間を通じて、高標高の山稜線部に、シカが群れとして滞留しがちなので、急峻な地形やアプローチの遠さから巻狩りによる管理捕獲の実施が困難な玄倉川上流部などの捕獲困難地において、引き続きワイルドライフレンジャー等による捕獲を実施する。

捕獲困難地での取組みとして、高標高の山稜部での遠距離射撃や中標高での忍び猟を継続して実施する。

c 猟区、県猟友会との連携

シカ全体生息数が、減少傾向にある中で、市町村による管理捕獲や狩猟による捕獲圧に比較すると、捕獲圧が十分ではないと考えられる猟区などについては、その生息状況や森林の下層植生の状況等に留意し、関係者と意見交換を進めながら、引き続き捕獲等について検討を進める。

d より中低密度化した状態でのシカ捕獲手法の検討

自然植生回復エリアや生息環境管理エリアでは、シカの生息数が減少傾向にあることや、林道の周辺など継続的な捕獲を実施している箇所では、これまで実施してきた林道近辺での流し猟での目撃数や捕獲数が減少している。今後、シカの生息数がより中低密度化した状況にも対応していくために、シカの誘引とともに待ち伏せ猟等の検討を進める。

イ [農林業被害軽減]を目的とした管理捕獲

被害防除対策エリアを中心に、農林業被害の状況に応じて、農地周辺域に定着した個体から優先的に本計画に基づいて市町村等が実施する（表Ⅲ-1-6）。

ウ [定着防止]を目的とした管理捕獲

定着防止区域において、農林業被害等の拡大を予防する観点から、被害地の状況に応じて、本計画に基づいて市町村等が実施する（表Ⅲ-1-7）。

また、シカの定着と生息数の増加が懸念される箱根山地の山稜部の捕獲空白域においては、県が実施主体となって委託による管理捕獲を実施し、丹沢での捕獲回数を一部箱根にシフトし、全8回（H29：4回）の重点的な捕獲を実施する。平成30年度の計画頭数は、20頭（H29計画10頭、実績9頭）とする（表Ⅲ-1-4）。箱根山地では、地元猟友会と捕獲箇所調整を2～3か年をかけて巻き狩りを試行しながら行っており、シカの動きが読めるようになってきている。

併せて、ワイルドライフレンジャーによる捕獲も試行的に実施する。

表Ⅲ-1-6 保護管理区域における市町村主体の取組計画

地域	市町村	主な計画
県央	相模原市緑区 (津久井地区)	・国有林（仙洞寺山・茨菰山）内も含めた管理捕獲 ・管理捕獲(保護管理区域) 180 頭（前年比 20 頭増）
	厚木市	・捕獲奨励金を活用したわな捕獲を実施
	愛川町	・地域ぐるみでの捕獲体制の検討（捕獲の補助として免許不所持の地域住民によるわなの点検、エサまき等の実施） ・猟期中の保護区側での管理捕獲実施
	清川村	・通年で管理捕獲を実施（継続） ・猟期中の保護区側での管理捕獲実施
湘南	秦野市	・農協主催によるわな等捕獲技術講習会を実施するとともに、農業者によるわな猟免許取得と農地におけるわな捕獲を推進 ・柵開口部、市街地内緑地でのわな捕獲を引き続き実施
	伊勢原市	・管理捕獲基準頭数を参考に積極的な管理捕獲を実施 ・くくりわなでの捕獲を継続
県西	松田町	国の補助事業（鳥獣被害防止総合対策交付金）による捕獲奨励金制度を活用し、捕獲を強化
	山北町	・被害が多い時期に集中的に捕獲を実施 ・捕獲奨励金制度を継続し、今後も捕獲圧強化を図る。

表Ⅲ-1-7 定着防止区域における市町村主体の取組計画

地域	市町村	主な計画
県央	相模原市緑区 城山地区、相模湖地区、藤野地区	国有林（小倉山・谷山）での管理捕獲を今後も継続

湘南	平塚市、大磯町、二宮町	イノシシの有害捕獲時にあわせてシカ捕獲を実施
県西	小田原市、南足柄市、大井町、中井町、開成町、真鶴町、箱根町、湯河原町	イノシシの有害捕獲時にあわせてシカ捕獲を実施 情報が入り次第シカ捕獲を実施（開成町、真鶴町）

(4) 狩猟

ア 狩猟による捕獲計画頭数

猟区管理者による猟区における捕獲計画数及び猟区以外の可猟域の過去5年間の平均値から見込数を求め、平成30年度の狩猟の計画頭数とした。

< 猟区 >

市町村名	猟区名	平成30年度捕獲計画頭数		
		オス	メス	計
清川村	清川村猟区	27	25	52
山北町	世附猟区	1	10	11
山北町	三保猟区	5	6	11
相模原市	鳥屋猟区	10	18	28
小計		43	59	102

< 猟区以外 >

年度	捕獲頭数		
	オス	メス	計
25	232	228	460
26	325	255	580
27	305	312	617
28	325	365	690
29	299	295	594
平均値	297	291	588

平成30年度捕獲計画頭数	340	350	690
うち、保護管理区域	306	315	621
うち、定着防止区域	34	35	69

※内訳はH29の実績割合（保護管理区域：90%、定着防止区域：10%）を乗じて算出

イ 捕獲頭数の制限等について

効果的な個体数調整実施のため、平成24年度より狩猟に係る規制を緩和した。平成30年度も引き続き、下表のとおりとする。また、狩猟者に対してメスジカの捕獲を呼びかける。

なお、2月16日から2月末日の間において、イノシシが生息し、シカ猟の際にイノシシを錯誤捕獲する恐れがある場所については、銃猟または、はこわなによる捕獲とする。

表Ⅲ-1-8 捕獲頭数の制限等

可猟域	1人1日あたり捕獲頭数上限	その他制限等
猟区	制限なし (各猟区管理規程による)	10月15日～3月15日 (各猟区管理規程による)
猟区以外可猟域	制限なし	11月15日～2月末日（2週間延長）

※シカ猟制限区域は2次計画までで撤廃されている。

(5) 個体数調整の担い手の育成

農業被害軽減のため農業従事者等のわな等の狩猟免許取得を促進する。

また、個体数調整の担い手育成を図るために、免許取得者で狩猟経験が無い、又は少ない者を対象に、捕獲の現場を体験する研修会を「ハンター塾2ndステージ」として開催する。

(6) 捕獲個体の処理

管理捕獲による捕獲個体の処理に関しては、埋設や持ち帰り等適切な処分を行う。捕獲個体の情報収集のために必要な部位の計測、年齢や栄養状態等を知るための試料のサンプリングを行うほか、シカ保護管理のための基礎データの作成等、有効活用を図る。

狩猟で捕獲した個体に関しては、外部計測と体重測定、第1切歯の採取について狩猟者に協力を求める。

(7) 個体数調整スケジュール

管理捕獲（植生回復・生息環境整備の基盤づくり）のうち、民間事業者等への委託による捕獲は、シカの生息状況や天候を考慮し、平成29年度に引き続き、5月から実施することとする。管理捕獲（被害軽減・定着防止）及び狩猟については、下表のとおり（表Ⅲ-1-9）。

表Ⅲ-1-9 個体数調整スケジュール

区 分	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
管理捕獲 (植生回復・ 生息環境)		←→				※						
管理捕獲 (被害軽減・定着防止)	←→											
狩 猟								←→	←→	←→	←→	←→

山北町三保猟区 10/15～3/15 山北町世附猟区 10/15～3/15
相模原市鳥屋猟区 11/15～2 末日 清川村清川村猟区 11/15～2/末日 その他の狩猟可能区域は 11/15～2 月末日

※狩猟期間中における、猟区に隣接する箇所での管理捕獲は猟区の開猟日以外に実施する。

2 生息環境管理

(1) 生息環境整備

ア 水源の森林づくり事業

保護管理区域内の水源林において、水源かん養機能の維持、増進を目的として、シカの生息環境の改善にも資する間伐、枝打ち、植生保護柵設置等の森林整備を行い、林床植生の回復、混交林化等を図る。

森林整備の実施にあたっては、シカの捕獲状況や生息密度、林床植生等のモニタリング結果を情報共有するとともに、モノレール利用等を含めてシカの個体数調整と連携を引き続き進める。

イ 県営林整備事業

保護管理区域内の県営林において、第12次神奈川県県営林経営計画に基づいて、シカの生息環境の改善にも資する間伐、枝打ち、土壌保全工等の森林整備を行い、林床植生の回復を図る。

また、県有林内で新たに実施する高標高域の人工林の土壌保全対策事業において、森林整備とシカの個体数調整との連携を進める。

(2) 植生保護対策

自然公園事業をはじめとする各種事業により、保護管理区域内の丹沢主稜部等においてシカの利用圧から林床植生を保護する柵等を設置し、自然植生の保護及び土壌の保全を図る。また、植生保護柵の設置とシカの個体数調整との連携を進める。

3 被害防除対策

(1) 市町村主体の取組計画

各市町村において、地域防護柵の設置や補修、取り残し農作物の除去等の取組を進める。

(表Ⅲ-3-1、表Ⅲ-3-2)

(2) 地域ぐるみ対策の支援

鳥獣被害対策は、集落環境整備、被害防護対策及び鳥獣の捕獲の3つの基本対策を、地域が一体となって取り組む「地域ぐるみの対策」が効果的であることが判明している。

こうした取組を広げていくため、広域的な観点から地域の取組を支援し、支援体制を集約して鳥獣被害対策の高い専門性を持つ「かながわ鳥獣被害対策支援センター」を設置した。今後も市町村や関係機関と連携して効果的な対策の提案、技術支援、効果検証などの支援を行っていく。

(3) 広域柵の開口部対策と防護柵設置

広域柵の開口部や破損部が農林業被害と関連することが、平成23年度の委託事業等により判明したため、今後とも柵の補修や開口部の改良等に努めるほか、開口部付近にわなを設置することで、被害の軽減を図るものとする。

表Ⅲ-3-1 保護管理区域における市町村主体の取組計画

地域	市町村	主な取組
県央	相模原市緑区 (津久井地区)	<ul style="list-style-type: none"> 防護柵の破損個所の補修、簡易防護柵新設 農作物の早期収穫及び取り残し農作物の除去
	厚木市	<ul style="list-style-type: none"> 追い払い隊及び猟友会による追跡、巡回 広域獣害防護柵の維持管理 防護柵設置に対する補助事業の継続 農作物の早期収穫及び取り残し農作物の除去（農協機関誌で啓発）
	愛川町	<ul style="list-style-type: none"> 広域獣害防止電気柵の管理について地域との合意形成が進んでいない地域については引き続き座談会などを開催し、合意形成に努める。 被害情報の収集について被害調査用紙の回収率を高めるための仕組みを地域農協と検討する。 広域獣害防止電気柵の両側概ね5mの除草等を年2回実施 森林整備による緩衝帯づくりの実施
	清川村	<ul style="list-style-type: none"> 広域獣害防護柵の定期的な巡回、補修 森林整備により生活圏周辺の緩衝帯づくりによる定着化解消及び山域での林床植生回復
湘南	秦野市	<ul style="list-style-type: none"> 広域獣害防護柵について点検補修を実施し機能維持を図る。 荒廃遊休農地の土地所有者に対する管理指導に努める。 里山整備を推進
	伊勢原市	<ul style="list-style-type: none"> 広域獣害防止柵の強化補修等維持管理の徹底を進める。 河川及び幹線道路からの侵入防止対策の調査・研究 農地周囲への侵入防止柵の設置 野菜や果樹の適期収穫、未収穫農産物の処分、廃棄農作物の処理を周知徹底 関係機関、関係団体との連携により里山の保全
県西	松田町	<ul style="list-style-type: none"> 広域獣害防護柵の維持管理の徹底及び修復困難箇所の対策を検討 材料費補助による小区画防護柵の推進

	山北町	<ul style="list-style-type: none"> ・私設柵等の補修管理等、効果を高めるための農地管理者の管理徹底 ・私設柵設置の推進及び設置技術の指導と助言を継続
--	-----	---

表Ⅲ-3-2 定着防止区域における市町村主体の取組計画

地域	市町村	主な取組
県央	相模原市緑区 (城山地区、相模湖地区、藤野地区)	<ul style="list-style-type: none"> ・防護柵の破損個所の補修、簡易防護柵新設 ・正確な被害状況の把握
湘南	平塚市	<ul style="list-style-type: none"> ・防護柵や電気柵の設置に対して支援 ・耕作放棄地解消 ・緩衝帯の設置
	大磯町	<ul style="list-style-type: none"> ・農業者、狩猟者等へ目撃情報の提供の依頼 ・正しい知識を地域に普及し地域ぐるみの対策を促す取り組みを継続的に実施 ・遊休農地の貸借を促し、農地の荒廃化を抑制
	二宮町	農業者の防護柵等の購入費の一部を補助
県西	南足柄市	既存のシカ侵入防止柵の維持管理の徹底
	大井町	<ul style="list-style-type: none"> ・防除用わな購入 ・防護柵設置補助
	開成町	(特になし)
	小田原市	<ul style="list-style-type: none"> ・農業者、自治会、狩猟者等への目撃情報の提供をHPや広報等で周知 ・効果的な防除策について県から助言を受けながら検討 ・地域ぐるみで対策をとれるよう、住民に対し啓発を行う。
	箱根町	猟友会箱根支部と職員により生息の痕跡等を調査
	真鶴町、湯河原町、中井町	農業者等への目撃情報提供の依頼

4 モニタリング

個体数調整及び生息環境整備の事業の効果を把握し、管理計画の評価と見直しに資するため、シカ個体群とその生息環境に関するモニタリングを実施する。（表Ⅲ-3-3）。

また、農家等からの被害報告に基づき、被害面積等を把握する農林業被害状況調査を実施する。

モニタリングで得た情報は、神奈川県鳥獣総合対策協議会及び神奈川県ニホンジカ保護管理検討委員会において科学的に評価し、効果的な管理事業の実施に活用するほか、必要に応じて計画及び事業の見直しの検討を行う。

（1）生息状況等調査

区画法、糞塊法による個体数調査と解析を実施するとともに、行動特性調査として GPS 首輪の装着と行動追跡・解析を行う。

また、猟犬を使った巻狩り（組猟）による管理捕獲時において、捕獲・目撃情報をタツマ毎に空間的に把握するために、捕獲従事者が地図に記載した捕獲情報を収集する。

管理捕獲（自然植生回復・生息環境整備の基盤づくり）で捕獲した個体については、外部計測と体重測定を行うとともに、第1切歯を採取して年齢を査定し、年齢・性別毎の個体分析を行い、個体の質を把握する。

（2）生息環境調査

平成 28 年度までの各調査（シカ植生定点、シカ森林一体的管理植生定点、水源林植生定点）のモニタリング地点を調査地の重複や林相、柵の有無、継続の必要性などを考慮し、統合と整理をはかり、「シカ植生定点調査」（広葉樹林）は 71 地点、「水源林植生定点調査」（スギ、ヒノキ人工林主体）は 23 地点として、他の地点では必要な際に調査することとした。調査は 5 年間隔で実施することを基本とする。なお、「水源林植生定点調査」では林床植生の調査に加えて毎木調査を実施して、林分構造の変化を把握していく。また、「シカ植生定点調査」では小仏や箱根地域においても調査地点を設定することを検討する。

平成 30 年度は、「シカ植生定点」を 14 地点、「水源林植生定点」を 4 地点（定着防止区域 2 地点）で行う予定。

表Ⅲ-4-1 モニタリング項目

項目		内容		調査箇所・時期等
個体群調査	分布調査	目撃情報の収集等によりシカの分布情報を把握		主として定着防止区域【通年】
	生息状況等調査	生息密度調査	区画法により生息密度を調査	主として保護管理区域、水源林【晩秋～冬季】
		糞塊密度調査	糞塊密度法により生息動向を調査	保護管理区域・定着防止区域【晩秋】
		カメラセンサス	自動撮影カメラにより生息状況を調査	定着防止区域【通年】
		捕獲効率調査	シカの生息状況を多角的に検討するため、管理捕獲効率を調査	

個 体 群 調 査	生息状況等 調査	行動域 調査	シカに GPS 首輪を装着し、行動 特性や捕獲による影響などを調査	主に高標高域 【GPS 装着完了後 通年】
		捕獲個体 の調査	捕獲個体の計測や切歯、腎臓等の サンプルから、平均体重の経年変 化、妊娠率の変化を把握	捕獲実施時等による情 報収集、サンプル採取
		個体群動 態の推計	生息状況や捕獲状況等のデータに 基づく生息個体数及び自然増加率 の推計	保護管理計画対象区域 の全域
生 息 環 境 調 査	植生定点 調査	シカ捕獲による植生の回復を把握するため、 植生保護柵内外の植生を調査	自然林 (柵内外) 【夏季】	
		広葉樹林において、シカ捕獲による植生回復 の効果を検証	丹沢の広葉樹林 (柵内外) 【夏季】	
	水源林植生 定点調査	人工林において、森林整備による植生回復の 効果を検証 (一部でシカ捕獲による効果も 含)	水源林 【夏季】	

5 その他管理のための必要事項

(1) 計画の実施体制

計画の実施にあたっては、県、市町村、農林業団体、狩猟者団体、農業者、地域住民、自然保護団体等により連携しながら行う。

県は各地域、団体の主体的な取組に対して財政的支援や技術的支援を行うとともに、各地域県政総合センターに設置されている地域鳥獣対策協議会において、広域的な個体数調整や被害防除等の対策の連携及び体制整備について検討を進める。

(2) 普及啓発活動

県は適正なシカ管理を推進するために、シカに関する問題や対策の必要性、シカ管理の考え方、目標、取組の状況などについて、広報と普及啓発を行うことにより、県民の理解を深め、対策への協力が得られるように努める。

(3) 隣接都県との連携

山静神、東京都ニホンジカ・ニホンザル等情報交換会などを通して、隣接都県と生息状況、被害状況、捕獲状況等についての情報交換や研究協力を行う。

IV 参考資料

○狩猟免許所持者数

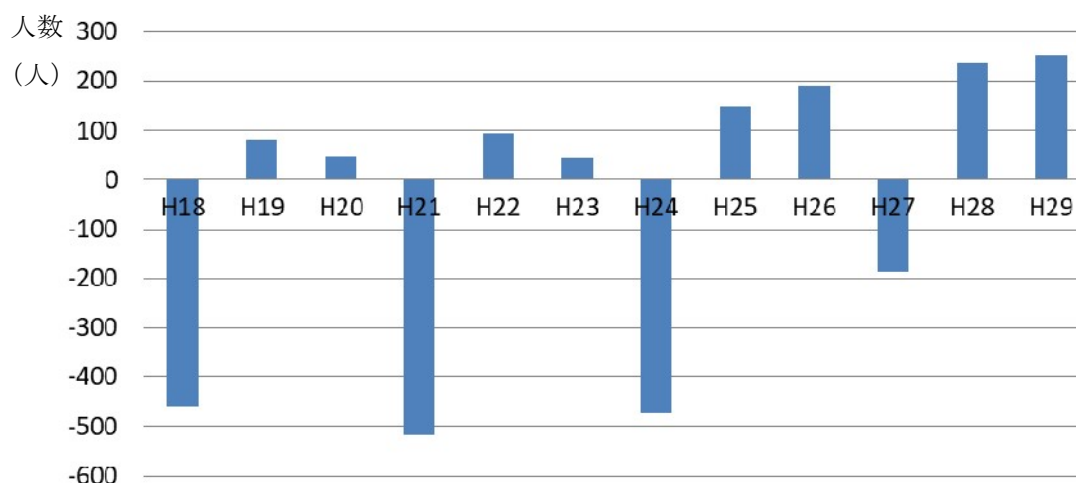
	H5	H6	H7	H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17
年 度	1993	1994	1995	1996	1997	1998	1999	2000	2001	2002	2003	2004	2005
第一種銃猟（乙種）	6,953	6,389	6,474	6,523	5,636	5,830	5,839	5,213	5,060	5,200	4,737	4,654	4,588
第二種銃猟（丙種）	524	563	636	666	609	673	661	299	221	79	70	61	59
網・わな猟（甲種）	179	192	236	204	214	230	250	266	290	354	360	417	455
わな猟	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
網猟	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
合 計（人数）	7,078	6,534	6,643	6,672	5,790	5,971	5,981	5,339	5,191	5,335	4,852	4,774	4,727

H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	(前年 増減)
2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	
4,151	4,198	4,240	3,702	3,663	3,603	3,112	3,143	3,316	3,038	3,226	3,338	(+112)
47	41	37	34	35	38	36	38	40	43	38	34	(-4)
482	524	552	-	-	-	-	-	-	-	-	-	(+0)
-	-	-	572	760	870	914	1,087	1,217	1,374	1,561	1,817	(+256)
-	-	-	225	194	234	171	177	177	181	210	231	(+21)
4,269	4,351	4,399	3,881	3,976	4,019	3,547	3,694	3,885	3,697	3,935	4,187	(+252)

*H6, H9, H12, H15, H18, H21, H24, H27 は、狩猟免許大量更新年

*昭和53年（1978年）から3年ごとの有効期限制になったため大量更新年が発生

○狩猟免許所持者数の対前年増減の推移

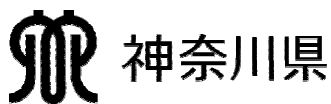


○管理ユニット位置とエリア区分



*一点破線は、市町村界

*市町村名とユニット名は一致しない () は旧ユニット名



環境農政局緑政部自然環境保全課
横浜市中区日本大通 1 丁目 231-8588 電話 045(210)1111 (代表)